



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農業機械化と農民教育の課題
Author(s)	美土路, 達雄
Citation	北海道大學教育學部紀要, 38, 5-50
Issue Date	1981-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29232
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_P5-50.pdf



農業機械化と農民教育の課題

The Target of Peasant Education for Agricultural Mechanization

美土路 達 雄

Tatsuo Midoro

まえがき

現代の日本農業を特徴づけるのは、何よりもまず、それが1970年代に大型機械化「一貫」体系の生産力段階に入ったということである。このことをぬきにして日本農業の今後を語ることとはできない。

むろん、構造不況下の対米従属的農産物輸入の激増、減反転作その他の生産調整と、食糧制度、農地制度の改正等、このところ一層きびしさをます日本農業の体制的規定条件が同時に指摘されねばならぬが、歴史的にみれば、農民的農業をみずからの支配的形態とする現代日本の農業生産様式が、長くそれに照応してきた人力ないし畜力（農機具）段階から——1960年代の小型自動耕耘機段階を媒介にして——大型機械化「一貫」体系の生産力段階に推転したことは一つの歴史的画期をなすといわねばならない。

表-1にみられるように、この1960年代の小型耕耘機（ティラーをふくむ）段階から1970年代の大型機械化「一貫」体系段階への推転は、1979年の水稲作付面積にたいする機械田植面積の比率89%、同じく機械収穫面積94%と、1970年代末には、確立の域に達したといつてよい。

表-1 主要農業機械の普及の推移

(千台・%)

機種 年度	トラクター		田植機	防除機	バインダー	自脱型 コンバイン	乾燥機
	歩行型	乗用型					
1960	746	5	—	305	—	—	—
65	2,490	19	—	850	18	—	—
70	3,160	290	33	2,171	261	86	1,228
75	3,926		740	2,607	1,327	344	1,496
79	3,168	1,096	1,601	2,618	1,704	747	1,487
普及率	65	44.0	0.3	15.0	0.3	—	—
	70	59.2	5.1	40.7	4.6	1.5	—
	75	—	—	14.9	52.5	26.8	30.2
	79	66.8	23.1	33.8	55.2	35.9	15.8

注 「農業調査」及び肥料機械課調べによる。

こうした日本農業における大型機械化「一貫」体系の生産力段階への推転の歴史的意義は一般的には必ずしも十分に理解されているとはいいがたいので、そのことについてまず二、三確認しておこう。

第一点——日本農業の長い歩みはそのまま人・畜力の生産力段階の歴史であったわけだが、それが、現在はじめて機械力の段階になったという意味では、それは有史以来の変化といって

もよいし、あるいは一定の限られた意味ではあれ、農業における「産業革命」に匹敵する社会経済的画期といってもよい、そうした変化であり、また今後の変化を予測せしめるものでもあることを指摘せねばならぬ。

第二点は、技術学的にもそれは稲作農法の大きな変化、発展を意味するということである。

いま、これらのことについてあまり立入るわけにはいかないが、日本の水稻作農法が、奈良県唐古や静岡県登呂の遺跡にみられるような木製農具による山間低湿地水田の直播・穂首刈方式から、現行の田植・根刈方式（それは当然脱穀作業過程の分化・独立をも意味する）に推移するのは飛鳥・奈良朝期であり、そうした技術発展を可能ならしめたのが鉄器の出現、それによる治水工事と人工灌漑の開始であった。そして、そうした農業生産力の発展の上に、わが国の古代国家の体制と大家族制が成立し、飛鳥・奈良朝文化が開花したのである。

だが、このように「田植作業を基幹とするわが国農業の労働工程の性格は、古く確立し、その後技術的発展は、労働工程においては部分的改良に止まり、主として施肥・品種・病虫害除去等の諸点に集中された。生産量の増大は、主として治水・灌漑工事による耕地の造成を主眼とし、それが行き詰り、新しい技術的展開の成立しない間隙は肥料種類の改良と増投による作付増加の方向をとっていった。このような技術の状態の下に、時代の社会経済的条件を反映して、田植に必要な労働力は封建的農奴の賦役に变じ、あるいは年傭労働に变じ、『ゆひ』労働に依存するという変化を示し」てきたのである。¹⁾

このように1300年来の、人力による水稻の田植・根刈農法がいま大型機械化「一貫」体系段階への生産力発展、とりわけ機械田植によって変えられようとしているのである。

この機械田植は従来の尨大な人力による田植の単なる機械化のごとくみえるかもしれない。しかし、農学的に言えば、前者の機械田植の特徴たる稚苗移植は——人力田植の苗と根本的にちがって——種籾自身の栄養による成長期のものであり、植物生理的にはまったく異った水稻の育成成長段階のものなのである。いいかえれば、同じ移植農法とはいえ、植物生理的には機械田植はむしろ直播に近く、いわば、その過渡形態であって、したがって、それは今後もひきつづく農法改変の起点としての意義をもつことになろう。逆に言えば、第一点の社会経済的条件変化とともに、こうした農法という技術面での根本的変革がこの大型機械化「一貫」体系によってはじめて可能となり、必然的となった、といいかえてもよい。そうした大きな変化なのである。

このような決定的ともいふべき意義をもつ農業労働手段の画期的発展によって——他方では農民的農業という制約条件下ながら——農業生産は人・畜力段階の辛苦の重労働、そのもとでの経験的技能形成という技術的限界から解放され、近代的科学・技術の基礎のうえでみずからの新しい展開の契機を与えられることとなった。

だが、そうした大型機械への生産力発展そのものに示されるように現代資本主義に深く包摂された農民的農業は他方ではそれだけドラステイックな変化と激しい矛盾に逢着せざるをえないこととなった。とくに、現代日本の農業生産の担い手たる農民は、その過程で農業生産力の主体的契機としてみずから内的に形成、陶冶されつつも（主体的性格の変容）、なお現代が要求する農民の新たな主体的性格と資質、力量を十分に成熟させているとはいいがたい状態にある。

激増する農業労働災害や、1976年、80年冷害被害がとりわけ機械田植への進んだ、いわゆる

る稲作中核地帯に多いこと等はその一表現といわねばならぬ。

そこに、われわれは農民教育における個有の問題点、とりわけ大型機械化「一貫」体系の生産力段階に到達した現代日本の、農業生産の担い手としての農民の歴史的な教育課題がある、と考える。

以下の各論文では北海道の各営農形態、地域地帯別に大型機械化「一貫」体系の生産力展開過程と、そこにおける教育課題の析出が試みられる。だが、高度に発達した現代資本主義下の農民的農業の支配的存在という日本農業の特殊な歴史的現実、そうした農業生産力発展と農民教育の関連の分析においても、——それを規定する社会的生産関係の具体的諸条件との関連につき——一定の整理を必要とするであろう。

本小論はその整序のための試論的概括である。

第一節 人・畜力段階における農民の社会的性格とその教育構造

機械化農業段階の農民の主体的性格とそこでの教育課題を析出する前提として、人・畜力段階のそれについて若干の確認をしておく必要がある。

1. 人・畜力段階における農民の社会的性格について

世界史的にいえば、小農的農業が支配的な農業生産様式であったのはヨーロッパのブルジョア革命後の独立自営農ないし分割地農民であるが、これを原点にとると、その社会的性格については、細分化された、半自給的な農業生産に照応する農民の孤立・分散性、土地への異常な執着、その権力への屈従と保守性等が「ブリュメール18日」(マルクス)や、「フランスとドイツにおける農民問題」(エンゲルス)で指摘され、さらにその生産力的基礎とのかかわりについても「資本論」において一定の分析がなされている。

フランスの地理学研究者ジャンベルナール・シャリエも、その著「都市と農村」のなかで、農業生産の自然的制約(気候的、生物的)からする農民の受動性、その孤立分散性からくる保守性を指摘する。すなわち——

「伝統的な農村諸文明が、受動的で無気力なのは、自然的諸制約の重みにかなりその原因があるのではないだろうか——もちろん第二の要因も考慮しなければならない。伝統的農村は……『あたかも完成した一小世界であり、大地の一隅につめこんでとじこめられた微小な人間社会のようにみえる。そこで、この社会はまるで世界中に自分だけしかいないかのように思いこんでおり、その村が完結した宇宙であるかのように感じている』」。²⁾

「思想は他の思想との接触から、したがって人間が集ってくることから生れてくる……孤立は人間の進歩にはよくないのであり、孤立は保守性しかつくりださない……そして、じっさい、農村は保守的である。農村では古風なしきたりが、みないつまでも温存される。政治面においても、農村は、都市の時代の動きを10年か20年おくらせて再現する」。

こうした農民性格の指摘を、農業の人・畜力の生産力段階とむすびつけて理解することはシャリエにたいする不当な拡大解釈とはならないであろう。

「都市と農村との対立は、おそらく、永久的なものでも、絶対的なものでもない。産業革命のときまでは、都市でもフリードマンのいう技術的還境をつくりはしなかったものであり、都市の生活のリズムもまた自然のリズムに近いままだったのである。またこれと反対に、今日では農村も機械化しているし、流れ作業がはいっていることもある。それに、農村にも、都市的

な、快適な生活の習慣をそこにもちこむ『非農家』がたくさんいるのである。³⁾

以上のような、農民の孤立・分散性（シャリエにあっては農村の地域的孤立性も含意する）、保守性の指摘は、「長いものにはまかれろ」とか「隣に倉がたてば、腹がたつ」とか、いわゆる戦前の百姓根性と共通したものとして、われわれにも十分理解しうるが、ここでその条件の一つ、重要な一つとして、人・畜力段階の農業生産力との対応をあげねばならないと考える。

2. 人・畜力段階の農民の教育構造

つぎに、以上のような農業生産力段階と農民の社会的性格との照応関係の、より立ち入った教育科学的研究成果の代表的なものについて確認しておこう。

ここでは、考察の座標の原点を、戦後農地改革から1950年代末までの農民、いわゆる戦後自作農にとる。

「1955年ころまでの日本の農村は、ごく大まかに捉えると戦前の農村に繋がっていた。そういう関係が現象的に切れてくるのは、農業生産の面においては動力耕耘機が一般化したころであり、消費生活の面においてはテレビが普遍化した頃からである」。⁴⁾

この時期に、この人・畜力段階特有の戦後自作農民の社会的性格と教育・学力の構造的、内的関係を明らかにしたのは小川太郎と大田堯である。

人・畜力段階の技能形成・習得における親の「仕込み」の方法と形態が、同時に家父長制的家族関係下の従属的かつ依存の労働関係と家産的土地所有の差別関係のもとで必然的に形成される農民の「奴隷根性」と不可分のものであることを指摘したのは小川太郎である。⁵⁾

これは農業経済学研究者、古島敏雄のつぎの歴史的指摘の戦後の照応部分といってよい。戦前日本の「農業には幾つかの機会に農産物の値上りがあったにもかかわらず、農事改良を可能にする富の蓄積もなく、家族成員全体が労働力として暗いうちから暗くなるまで、裸の手で行なう非能率の労働が続けられて行く。この低さの中に、妻子の、家における地位への要求が生ずるのである。その単なる労力としての地位の存続によってのみ、小さな非能率な生産が続く、そこから従順であり、自ら考え判断する力を持たない労働力・兵力が生み出されてきた」。⁶⁾

これにたいし、小川太郎の場合は、労働者との対比において論究するという分析の全面性が特徴的である、といってよい。

さらに、大田堯は、人・畜力段階の「手わざ」そのものに着目し、そこからくる技能の特徴、カンとコツの仕込みによる体得と、そうした経験主義と目分量主義からくる学校教育の科学的学力の転落構造を明らかにした。⁷⁾

他方、これにたいし、農業経済学研究者大橋一雄は、人・畜力段階の経験則的な自然認識、時間・季節感覚の合則的側面と、労働・技能形成の地域的社会的性、基準性を指摘し、また家族労働力の世代交替と婚姻関係の労働科学的基礎を明らかにするという成果をあげている。むしろ、こうした大橋の指摘は、大田の「学力の転落構造」を否定するものではない。転落無限でないことを明らかにしたのである。

この大橋の指摘した労働科学的基礎の現実的意義はさらに深め正確に追求されねばならぬとわれわれは考えるが、それについては次項で検討することとして、そのまえに大橋の成果のいくつかを確認しておくこととつぎのとうりである。⁸⁾

(1) 人・畜力段階の農業労働の質と量について

季節によりつよく制約される人・畜力段階の農業労働においては、それぞれの時期の作業

種類はきわめて多くならざるをえないのだが、それらの労働力編成の前提として、各作業労働の質量がまずとわれねばならない。

そこで、質の面からいくと、当然それは重筋または肉体労働の激しさを特徴とし、それを「エネルギー代謝率 (R.M.R.)」でみると、たとえば代かき6.6, 除草機押し6.4, 砕土6.2, 二番耕5.0 となっていて、何れも「重作業」に属する(労働をR.M.R.によってつぎの五段階にわけることができる。0.9未満極軽度作業, 0.9—2.0軽作業, 2.0—3.9中等作業, 4.0—6.9 重作業, 7.0 以上極重度作業)。

つぎに、量の面からすると、各地域には大体の一日当たりの作業基準量があり、たとえば東北地方では1日1人, 馬耕(一番耕) 2反歩, 田植(手植) 1反歩, 除草(手取) 11反歩がいわゆる「わっぱか」(1人前)となっていた。

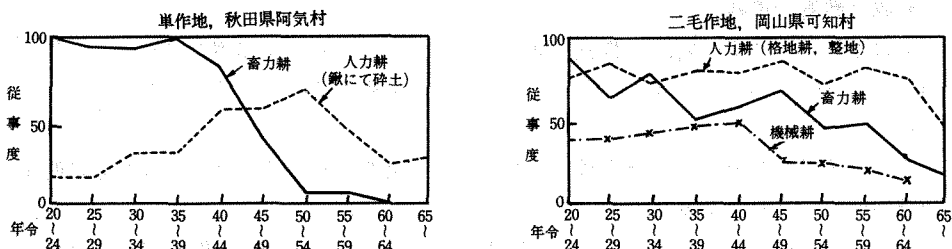
その場合、つぎの二つのことが前提となる。

第1は、1日の農業労働時間についても労働力再生産上一定の慣行があること。

第2は、農業労働の特徴としてそれら作業には歩行が不可分に結合していること、(1日10キロメートルから20キロメートル, 多いときには30キロメートル以上に達する。しかも、馬耕の場合は、毎分40—50メートルの速度で足場のわるい水田を歩む)。

(2) 農業労働の年令別、性別編成について

以上のうち、一定の速度を要する馬耕はもっともきつい労働であり、したがって、年令的に「足がいうことをきかなくなる」, または「馬と一緒に歩けなくなる」という形で労働力の年令的生理的限界にもっとも早くぶつかるのがこの馬耕で、それが東北では40才代, 西日本の牛耕の場合は速度も馬ほど速くないのでもう少しのびる。(図—1 参照)。



注 1. 表2の注参照。

2. 近藤康男『日本農業論』(上)(御茶の水書房1970年)。

図—1 耕耘整地労働への従事度数図 (男子)

他方、男女別の労働能力差については、1938年の帝国農会の「農家の労働状態に関する調査」がほとんど唯一の実証分析だが、それによると全国的平均的にいって男10にたいし女8になっていて、この比率が長く使われてきた。しかし、これはいまみたように作業種類と地域性によって異なるはずである。たとえば、田植え労働は同等とか、運搬労働の多い山村では女は7どまり(山形県山村の例)等々。

(3) 結婚年令について

「馬が使えなくなる頃には、代りに働く俵がいることが最も望ましい形である、ということは長い経験の上にたって農家が体得してきた事実であった。したがって、結婚年令はそこら辺からきめられてきたものといえよう。すなわち、20—24才位が最も望ましい年令であったことに

なる。よく『農民は早婚すぎる』と、もっともらしく批判めいたことをいうものがあるが、それは事実を知らざる者のたわごとでしかない」(したがって、表一2にみられるように重労働の東日本の方が早婚になっている)。

表一2 (その1) 結婚と就農年令との関係別人数

	就農の時期が結婚の				計
	5年以上 前のもの	3, 4年 前のもの	1, 2年 前のもの	結婚して 後のもの	
阿気村(秋田)	66人	51人	28人	25人	170人
可知村(岡山)	22	26	36	146	230

(その2) 年令階層別平均就農年令

		調査時における年令階層別		
		20~24才	40~44才	65才~
男	阿気村(秋田)	15.4才	14.2才	12.8才
子	可知村(岡山)	16.8	16.2	15.9
女	阿気村(秋田)	16.1	15.8	14.5
子	可知村(岡山)	19.4	18.4	16.5

注 大橋一雄「東北農民の早老について」

(労研『労働の科学』10・11号より)。

何れも、大型機械化「一貫」体系の生産力段階への推移の分析にあたって比較考量すべき人・畜力段階の重要な指摘といわねばならない。

3. 形成と教育の位置

以上の先行研究の諸指摘は、農民的農業生産という土台の、上部構造にたいする規定性にかかわるものだが、同時につぎの二つのことが正しく関連づけられねばならない、とわれわれは考える。

第一は、そうした土台の、上部構造にたいする規定性において、その社会的組織的編成が媒介的条件として捨象をゆるさねこと。

第二は、上部構造の、土台にたいする反作用、つまり相対的逆規定性とのかわりである。

教育的側面を問題とするわれわれの場合は、とりわけそうした観点からする構造的把握が不可欠である。

たとえば、大橋の指摘する農村の作業基準量(東北のわっぱか)についていえば、そうした農村地域社会の慣行は方々に見られ、それぞれの段階の生産力水準に規定されたものと考えられる。(これについては少からぬ成果が蓄積されている)。だが、同時にそれが地域的社会的基準となり、慣行となるについては、前述の2条件が媒介となるていることを看過してはならないであらう。

というのは、第1に、そうした「基準は多くの場合、かなり過重な期待のかけられた水準で設定されており、現実の平均的水準というよりは、理想化された水準に向けて、達成動機を振るい起こさせる体のもの」であったからである(関峴一)。⁹⁾

この「理想化」された水準の性格について、平山や関らはつぎのようにいう。

「そこでは、イエには家風、ムラには村の流儀という行動規範があった。いずれも伝統に

根ざす権威であり、教えるもの、個人的な性癖や嫌悪、教えられるものの恣意で改変されるものではなかった。そこでは、定型の規範に個性を適合させてゆく『しつけ』教育が存在した（平山）。

「それは、具体的には、不特定への感謝としての『おかげ』、特定者への感謝である『恩』、質素、儉約を教える『もったいない』、規準にはずれることの不快を表わす『みっともない』、自分に応じた生活様式の順守を要求する『分際』、共同体の成員であることを表示するための『あいさつ』、さらに交際としての『義理』、タブーを守るための『忌み』などの行動規範による教育であった。このような倫理的理想に近づけるために、日常生活のさまざまな機会に反覆してしつけが行なわれた。そして、炉辺・寝物語・遊戯・祭礼行事が有力な教育の場となり、諺・民話・昔話・童謡・民謡などが教材となった」（関）。

その過程で、とりわけ年令階層集団組織と通過儀礼が重要な役割を演じた。

第二に、これらの指摘に明らかにされているように、この社会的基準の性格については、われわれはさらにその階級的基礎、つまり社会的生産関係における支配階級と被支配階級の対抗関係を捨象するわけにはいかないと考える。

その階級的性格は、一方では教育にかかわる社会的組織的編成のみならず、上部構造の各種組織的編成とのかかわりにおいて、他方ではそれを基本的に規定する社会的生産諸関係の総体、わけても基本的生産諸手段の所有・利用関係とのかかわりにおいてとらえられねばならないであろう。

そうした側面からするなら、前述の労働作業の社会的基準は、一方では直接的農業生産の担い手の相互関係を反映、表現しつつも、その社会的基準形式において支配階級の収奪・支配関係を主内容とする側面が卓越するとせねばならず、そこに、「基準」の規範性の矛盾構造をみる必要がある。

たとえば、田植の作業基準は家族労働力のそれであると同時に、「ゆい」ないし日傭のそれでもあったが、そうした労働力の現実の編成の成立条件について古島はつぎのようにのべている。

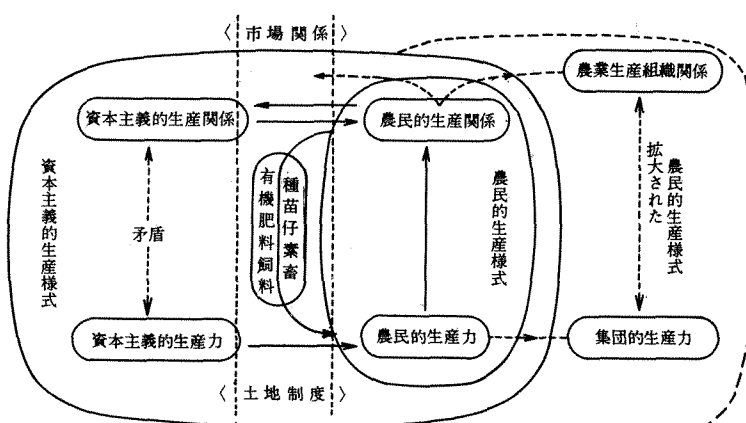
「この労力は平常は合理的な形では農業経営の維持しえない労力であり、これを存在せしめるためには何らかの条件を必要とする。現在にあっては、村内の雑業者や都市の雑業者がそれを提供するが、そのような労力の存在しえない場合は、他の農業経営を不合理なものとすることによって、幾つかの主要経営を合理的なものにして行くのである。年傭労力の給源も同様な関係から発生するのであるが、かかる労力を主たるやや大きい経営に供給するための紐帯として、土地制度をはじめ各種の社会関係が必要であった。かれらは何れも一般的な社会経済的条件に支えられてはいるのであるが、多くは極度に零細な生産を最低の程度の生産性において成立させるところの、限界的生産条件の独占的所有に基づいているということが出来る。耕地・採草地・用水権・役畜・大農具等がそれであり、また時には余業収入の機会を与えられる地位がそれとなり、旧来の関係によって支えられる『ゆひ』がうまく行なわれていくのは、『ゆひ』の中心がそのような独占者である場合が多いのである」。¹⁰⁾

以上、農業生産力の発展ないしそれとのかかわりに着目するわれわれは、大橋の労働科学的基礎からの分析結果を支持しつつも（逆に、平山、関にはそうした基礎の認識が、不十分である）、その限定条件との諸関連も視野に置いておく必要があることを指摘しておきたい。

第二節 農業生産力の発展にともなう農民の主体的性格の変容について—その分析視角—

前節で確認した諸指摘を人・畜力段階の農民の古典的性格と総括するなら、それが農業生産力の大型機械化「一貫」体系段階への発展にともなうどう変容するか、それを全面的かつ立体的に明らかにせねばならないが、その分析視角をわれわれは労働の社会化論に求める。

だが、いうまでもなく、それは全社会的かつ歴史貫通的な概念であって、現代資本主義の社会構成のもとでの複合ウクラッド、とくに小農的農業の担い手の性格変化とその諸関連を整合的に追跡し、明らかにするには、全社会的な労働の社会化の進行のもとでの、相対的に独自の農民労働の社会化の過程を前者に構造的に関連させて、とらえる必要がある。即ち資本主義発展にともなう小農の性格と生産力の変化の諸類型についてはすでに御園喜博、佐藤正その他の試論があるが、われわれはそれを類型としてとらえるまえに、その社会化の過程の諸関連の理論的整序が必要と考えるのである。その点について、結論からさきにすれば筆者はつぎのような試論的構造化を考える。



図一 資本主義的社会構成下の小農的生産様式の構造的関連図

1. 資本主義下の小農的生産様式の相対的独自構造

構造的関連図について要点のみのべる。

(1) 複合ウクラッドの場合、小農的農業生産様式を規定する資本主義的社会的生産諸関係は、基本的には土地所有・利用制度、市場関係、そして国家独占資本主義段階では諸社会・経済的政策制度の三つに集約しうが、われわれはとりわけ市場関係を通して進行する農民労働の社会化と、その過程での農民の形成・陶冶のメカニズムに着目せねばならない。

それは小農的農業生産様式にたいする資本主義の捕捉・包摂の過程にほかならぬが、それが——小農的生産様式であるかぎり、労働過程の形式的実質的包摂にまでは進みえないとすれば——市場を通じる端緒的間接的な包摂・捕捉過程としてそれは内証的に進行することとなる。すなわち、それは、①、農産物の商品化、つまり農産物市場の形成とその一定の編制と、そこにおける小農の価値法則の成熟・貫徹、② 生活財市場の展開、③ 農業生産手段の商品化、つまり農村市場の形成と展開、④ 労働市場、⑤ 土地市場、⑥ 金融市場の展開と、重層的

に進行する。そうした関連において、農民労働は社会的労働となる（社会化する）のであるが小農的農業における大型機械化「一貫」体系の生産力段階への推転は当然③の重化学工業段階の市場関係の形成・深化を通じる独占資本主義的農業生産＝労働手段市場捕捉の進行を意味する。

いいかえるなら、現代資本主義のもとでの小農的生産力は前図におけるように資本主義的生産力との関連なしには十全にはとらえられないし、とりわけ大型機械化「一貫」体系という生産力の諸要素の農業生産力化は——一方における、その主体的契機としての農民の一定の力量を不可欠の前提とすると同時に——他方、それが定位さるべき市場関係をも前提とする、ということ でなければならない。

(2) そうした観点からすると、さらに資本主義的社会的生産関係が小農的農業生産様式を規定するにあたって、それは小農的生産様式独自の、ウクラッドとしての小農的生産関係と小農的生産力の照応関係に媒介されて貫徹する、というメカニズムがつぎに指摘されねばならないであろう。

とりわけ、人・畜力段階における小農的生産関係の古典的形態として、① 家産的土地所有・利用関係と、② 家父長制的家族関係、生産・労働関係、③ そうしたものとしての小農群・小農間諸関係（たとえば共同体的地域関係、その他の経済関係）、の三つをあげねばならない。（この③の関係は、農業経営学的類型論ないし経営様式論ではとらえられぬ独自の重要性をもつが、このことについてはつぎにふれる）。

歴史的に継承された、古典的小農的生産関係が、基本的には資本主義発展にともなって従属的に変容せしめられるにせよ、農民の主体的性格とその教育構造を問題とするわれわれにとっては相対的に独自のウクラッドとしての小農的生産関係の、その「独自性」が軽視されてはならない、と考えるのである。

2. 小農的生産様式の構造的矛盾について

すでにのべたように、独占資本主義的商品たる大型農業機械を導入して構成した現代の小農的生産力は、人・畜力段階に照応する古典的小農的生産関係と矛盾をきたさざるをえない。

だが、資本主義の上向発展期とことなり、現代資本主義のもとでは小農から富農を通じて小資本へと上向することによる小農的生産関係の資本主義的改鑄は阻げられ、農民階層分解の内訌的な進行が逆に小農的生産力の構造的矛盾を形成する。

その関係について要点をのべよう。

(1) 小農的生産力の技術構造の矛盾

大型機械化「一貫」体系の形成は、単にその労働手段としての技術発展のみならず、農業生産の労働過程全体を農学的ないし工学的に、科学・技術的に合理的なそれに発展せしめる契機となるが、他方それに対応して生産力化さるべき種苗、仔畜素畜（その他用畜）等の、農業固有の有機的労働対象（ないし労働手段）の改良と形成は小農的農業生産様式に規定され制約されて、科学的体系の生産力発展はおのずから歪曲の矛盾をまねがれがたい。

たとえば、機械田植の稚苗は当然移植期の早期繰上げを必然化するが、そのことからする冷害の危険の増大にたいする耐冷品種の改良は現実には意の如く進んでいない。それは小農的生産様式における消費用農産物生産農業部門と、農産生産財生産農業部門との間の社会的分業の発達限界に規定されているし、また次項に関係することだが、そのさい開発研究投資すべき

剰余価値部分の未形成、それに代位補充すべき公的研究投資の不足ということにも規定されているのである。

とりわけ、生物産業であり自然産業である農業の生産力形成においてはそうした生物的労働対象ないし労働手段は——その本質からして——不可欠の基本的生産力要素であり、生態系の統禦労働におけるこの独自性こそが農業技術論の核心部分をなす。

というのは、従来、技術論においては、いわゆる「労働手段体系説」と「客観法則の意識的適用説」の論争がかわされ、しかも後者の主張においては農業生産力（そこでは品種が重要な意義をもつ）がひきあいになされるのがつねであった。たとえば後者の代表的論者としての武谷三男、星野芳郎はその論據の一つに大谷省三の農業技術の独自性の主張をしばしば援用する。

だが、大谷が「武谷氏の技術の規定をそれで十分だといったことは一度もないし、いまでも問題を残していると考えている」と述べていることは注目すべきである。大谷によれば、技術とは「人間が生きていくために環境を把握していくひとつの実践体系」であるとの視点にたつて、むしろ武谷をつぎのように批判している。¹¹⁾

「武谷氏の規定によると、科学の適用が技術であるというように考えられる。たしかに、近代科学についてはそういえると思うが、私はもともと科学というものは、基本的には技術を母体にして発展してきたと考えている。つまり、技術があるから科学がある、技術のまゝに技能があると考えるのである。いいかえると、人間が生きるための実践のなかから、主観的な経験則にもとづいて技能が生れてくる。その経験則の積み重ねと広がりの中から……因果関係が法則としてつかまれるようになると、技術といってよい。さらに、その論理が科学的に解明され、技術が科学に依拠するようになれば、近代技術の段階に到達したといえることができる。この私の考え方が、武谷氏の技術の規定の表現のなかに十分包摂されているかということ、一般的には必ずしもそうだとはいえない。」

以上のように、大谷の（農業）技術論は武谷の「技術とは生産的实践における客観的法則性の意識的適用である」との説と似て実は非なものであり、その分析視角は若干の問題はあれ、大筋において——支持しうる広さをもっているといつてよい。

ただ、大谷が「農業技術に関連して、具体的に“技術とは何か”を考えていた私にとっては“労働手段の体系”という定義では農業生産力を本当につかむことはできないのではないか」という疑問があった。たとえば、品種や肥料や土壌改良は農業では大きな意義をもっているが、それらは“労働手段の体系”というだけでは、おさまりにかねるのではないか、一刀両断のように排除してしまうのはおかしい」と労働手段体系説を批判するとき、そこには問題の整理の不十分さからくる誤りを指摘しなければならない。

その第一は、品種（正しくは改良品種の種苗、仔畜等）、肥料、改良土壌等、労働対象と、それらの自然諸力を労働過程を通して統合し、本来的に作用させる、そのさいの労働手段との関係における、後者の規定性の指摘が労働手段体系説なのであって、それは生産力形成における労働対象の重要性の指摘と何ら矛盾するものではない、ということである。

第二は、さらにそれら改良品種の生産過程に遡って、そこでの労働手段の規定性をも射程に入れねばならないのだが、既述の、小農的農業生産様式における消費用農作物生産部門と農業生産財農産物生産部門の社会的分業の未分化、改良品種創出労働の専門性と独自性の未分化

がその認識を阻げていると考えられる点である。

このようにみると、大谷の「人間が生きていくための環境を把握（統禦）していくひとつの実践体系（労働過程）」そのものではなく、その過程における労働手段の体系こそが技術を構成する、ということになる。「品種や肥料や土壌改良が農業で大きな意義をもつ」ことの指摘と同時に、それらが大型機械化「一量」体系の段階にふさわしいレベルのものとして現実に生産されえていない、そのメカニズムと条件こそが克服課題として明らかにされねばならないのである。

(2) 小農的生産力構造の経済矛盾

生産様式における自然と人間との関係の側面を抽象する生産力の概念について、その経済的（つまり、人間と人間との関係の）性格を指摘するのは論理の矛盾の如くであるが、複合ウクラッド下の部分的従属的小農的生産様式の生産力分析においては資本主義的生産力とのかわりを捨象することはできない。

そうした意味で、社会的分業における小農的生産様式の独得の位置づけからする小農的生産力の歪は小農の価値法則と資本主義的価値法則（とりわけ独占価格）の矛盾に規定されていることを捨象するわけにはいかない。とりわけ、高度経済成長期において、資本主義的ウクラッド出自の農業生産力要素の導入・利用が急激に増大するなかで、その関連産業は急速に独占化し、それにとまう農業生産力要素の独占価格の形成は表一3にみられるように顕著に小農的農業生産を圧迫するにいたっている。そうした世界史的な不均等発展は農業生産力の構造的歪の増大としてたちあらわれざるをえないのである。

表一3 (その1) 農業生産資材産業界の独占度 (1973年)

(単位：%)

項目	大手メーカー	独占度	その他	計	大手メーカー社
産業界					
肥料（アンモニア）業界	5 グループ	72.9	27.1	100	三菱、三井、住友、昭電、日産
配合飼料業界	10社	78.1	21.9	100	全農、日農、日配、日清、協同、大洋、アミノ、丸紅、豊橋、昭和
農薬業界	10社	85.7	14.3	100	クミアイ、日農、武田、北興、日産、三共、八州、特殊、サンケイ、三笠、石原、塩野義
農業機械業界	5社	91.0	9.0	100	久保田、ヤンマー、井関、三菱、佐藤

注 生井謙一郎『農協購買事業展開の論理』より作成。

(その2) 農業投入資材の相対価格変化の国際比較

(単位: 指数, 1977/1965年)

	農業投入資材 価格指数(A)	工業品総合 価格指数(B)	A/B
日 本	225.1	173.5	129.7
アメリカ	214.0	202.4	105.7
カナダ	217.7	223.3	97.5
フランス	234.5	218.3	107.4
西ドイツ	156.4	154.5	101.2

注 1. FAO. Production Yearbook, 1975, 1977.

2. 叶論文「経済評論」1980. 2月号。

そこでは、生物産業である農業生産独自の、作物、家畜の育成成長段階に応じた必要機械種類の多さ、その充用時間の短さが小農的経営規模の零細性との矛盾を一層激化せしめることとなるのである。

(3) 古典的小農的生産関係の変容と矛盾

以上の矛盾を内包しながら、社会化された小農生産力の発展によって、歴史的に継承された古典的な小農的生産関係は一つの桎梏となり、それに一定の変容がくわえられるにいたる、と考える。

つぎに、その関係に立入ってみよう。

第一に、小農的土地所有・利用関係についていえば、農地改革によって寄生地主的土地所有・利用関係は基本的には解体されたが、なお家を中心とする、いわゆる「農地法的」土地所有・利用関係——梶井功の表現、正しくは戦後自作農的土地所有・利用関係——が再確定され（世帯員の所有は世帯主の所有とみなされるし、逆にそうした制度のもとでは民法の均分相続権は農業を継続するかぎり事実上放棄されざるをえない）、それがいま大型機械化「一貫」体系段階への推転によって農地法改正という形で部分的妥協的に改変されようとしていることは周知のとおりである。

それは国独資的土地所有制度の包囲からくる財産的土地価格と、農地としての収益価格の乖離のもとで、農地利用関係を政策的に流動化させることによって、大型機械化「一貫」体系を大型借地農の形成の方向で推進しようというものであるが、そのことは同時に農地の農民間貸借と地代形成という形で小農間の小農的生産関係の新たな段階への推移を意味するだろう。

第二の小農的生産関係としての家族関係についていえば、その前近代的な古典的關係が、一方における全社会的な労働の社会化の進行と、他方における農業労働の社会化の進行の双方によって崩壊し変容しつつあることはいうまでもないが、その関連についてはもう少し立って整序する必要がある。

というのは、この小農的家族労作経営の生産単位としての根づよさは、革命後すでに三代目を担い手とするソ連邦の社会主義的集団農業においてすら、個人副業が総生産の三分の一（畜産の場合は半ば近く）に達するという現状からも推察しうる（表-4）。

そうした歴史的観点からする場合、戦後の農地改革および民法改正等の民主化のおこなわれたのが実は現代の独占資本主義の段階であり、それによって小農的生産様式におけるプチブ

ルジョアの家族関係の前近代的差別構造が後退せしめられたとはいえ、それが独占資本主義的差別構造に引つがれざるをえなかったかぎりにおいて前者の残滓は完全に解消されえないで後者と合体していることを指摘したいのである。

とりわけ、婦人農民の、土地所有からの疎外、それにともなう農民の社会保障、社会福祉、社会教育ないしそれらの権利からの疎外はその象徴であって、そうした経済的実質的民主主義の不徹底、労働権、母性保護の権利からの疎外は——大型機械化の進行にともなって——軽視をゆるさね事態を招来している。¹²⁾

わが国の小農的生産様式の場合、それを規定する資本主義的市場関係、市場連関の矛盾は——その地価形成からしても、農産物価格形成からしても——農地購入による農業生産の新参入を不可能ならしめるといふ抑圧状態に農民をおとしこみ、農業の世代的交替・再生産は一子相続による以外にない現実なのであって、主婦農民および傍系家族成員の事実上の相続放棄は近代的ブルジョアの諸権利すら保障しえぬ家族関係におしとどめていることを意味する。

それが基本的に独占資本主義的市場関係、土地所有・利用関係からくるにせよ、それを受容するプチ・ブルジョア家族形態の相対的に独自の家族関係が看過されてはならないであろう。

表—4 社会主義的集団農業における個人副業

(その1) ソビエト農業総生産額中の個人副業の比重(1965年) (その2) 個人副業経営の比重 (1962年, %)

億ルーブリ	耕 種	畜 産	全 農 業		国家調達の中で	総生産高の中で
全 類 型	348 (100)	361 (100)	709 (100)	馬 鈴 薯	26	70
コルホーズ	178 (51.2)	111 (30.8)	289 (40.8)	野 菜	7	42
ソフホーズ	82 (23.6)	87 (24.1)	169 (23.8)	牛 乳	5	45
個 人 副 業	87 (25.0)	163 (45.2)	250 (35.3)	肉	—	44
				卵	34	76
				羊 毛	15	22

(その3) コルホーズ員家族の総所得の構造 (%)

	コルホーズ社 会化経営から	個人副業経営 から	国家・協組な どから	その他とも計
1953	33.4	45.7	18.5	100
58	41.3 (39.6)	42.0 (45.3)	14.7 (15.1)	100 (100)
65	46.0	38.3	14.3	100
66	50.3 (47.6)	34.0 (32.0)	14.3 (15.4)	100 (100)
67	50.0	34.6	14.0	100
68	49.3	32.7	16.6	100
69	51.0 (46.8)	30.9 (34.1)	16.9 (19.1)	100 (100)

(その4) コメコン諸国の経営類型別家畜保有の分布(牛の場合)

		国営及び協組農場の 保有(社会化家畜)(A)	住・民・保・有 (非社会化家畜)(B)	左のうち協組農場員 の保有するもの(C)
ブルガリア	1960年末	1,141	500	433
	65	1,109	467	350
	70	1,007	346	222
ハンガリー	1960	855	1,110	651
	65	1,077	843	719
	70	1,177	735	592
東 独	1960	2,563	2,112	2,011
	65	3,114	1,649	1,591
	70	4,279	911	855
ポーランド	1960	816	7,879	60
	65	1,301	8,179	33
	70	1,742	8,478	25
ルーマニア	1960	819	3,711	834
	65	2,540	2,395	1,584
	70	2,857	2,359	1,531
チ ェ コ	1960	3,416	970	431
	65	3,722	666	245
	70	3,690	598	211
ソ 連 邦	1960	52,748	2,032	1,989
	65	65,563	2,873	1,630
	70	74,272	2,953	1,049

注 1. ソ連邦でいえば(A)コルホーズ+ソフホーズ(B)コルホーズ員+一般の労働者,職員(主にソフホーズ)の個人副業の保有家畜(C)コルホーズ員の個人保有。

2. 以上, 中山弘正『現代ソヴェト農業』(東京大学出版会, 1976年), (その1)(その2) 181頁, (その3) 303頁, (その4) 306頁より。

しかも, 家族成員にたいする差別構造は, 実は家族員のものだけでなく, 小農的生産様式そのものにたいする差別構造にほかならないのであって, 実は, そうした社会的差別構造のもとで, 小農的農産物の価値実現における剰余価値部分の社会的「無償贈与」という資本主義的収奪, 都市の農村にたいする搾取が現在成立しているのである。

したがって, 大型機械化「一貫」体系の生産力発展も, 小農的生産様式のもとでは, よしんば一時的に労賃範疇はおろか利潤範疇さえ形成せしめるかのごとくであっても(梶井功, 伊藤喜雄の所説), その「労賃」は人間的労働力の再生産というより広く深い観点からとらえる場合, 少くとも, 労働権(休息権, 母性保護——労働基準), 最賃制, 社会保障, 福祉, 教育権保障のほか, 都鄙の生活水準の格差, とりわけ社会生活条件(いわゆる共同消費手段)の格差の「是正」が実現されねば, そこに「利潤」範疇の成立を安易に認めるわけにはいかない。簿記的擬制による経済計算の数字上形成されたかのごとき「利潤」は実は如上の諸条件を無視した, しかも経過的特別余剰にすぎないのであって, それは何ら小農範疇を否定しうる態のものではないのである。

3. 資本主義的社会化と農民の現代的貧困化

以上のような小農的生産様式の具体的変容を基本的に規定する労働の社会化が実は資本主義的な労働の社会化であるかぎり、それは農民の現代的貧困化を必然的に随伴せざるをえない。

もともと、労働の社会化論そのものが全社会的歴史的法則性にかゝる包括的概念である以上、それをあえて資本主義的と限定することは同義反覆のごとくであるかもしれない。

だが、複合ウクラッド下の副次的な小農の現代的貧困化と主体形成の独自性をとらえるうえで、それを農民労働の社会化とのかゝりからとらえる観点は必須のものといわねばならぬ。

そこでは論点は二つになるであろう。

第一は、土台における小農的生産様式にたいする資本の収奪・支配の経済構造と、そこから生ずる農民の現代的貧困化の独自性の分析であり、第二は、そうした農民独自の現代的貧困化の認識・自覚と克服、つまり主体形成の諸契機の整序である。

これについてふれて本節の小括とする。

第一の、労働の社会化の観点から、資本の小農的生産様式にたいする収奪と支配の独自性をみると、その基本的経済条件は小農の価値法則における収奪関係である（これについては重複をさける）。

しかも、それは小農的生産様式が資本主義に包摂され、社会化されたかぎりにおいてであり、半ば自給的個別的生産・生活部分は私事として社会化されず、あげて農民およびその家族の私的責任に帰せられるところに重要な問題点をみななければならぬ。

そこで、農民の現代的貧困化は二重に進行する。

第一はいうまでもなく、小農的生産様式が資本主義的に市場包摂された側面における、資本主義の収奪による現代的貧困化であり、（それは独占段階になるとV部分は「労賃」水準以下におしきられるのを常態とする）、第二は都市労働者の獲得した人間的労働力再生産の社会的諸条件、諸制度とその内容水準において、農村における農民はたえず、それから疎外されることからくる現代的貧困化である。

むろん、現代の民主主義の条件下において、国民的制度とその内容水準として確定され、保証される諸権利においては当然農村の農民もそれに均霑するが（それも実質的には都鄙差は歴然としているが）、たとえば、前項にのべた諸権利のほか、住宅政策、消費食料流通政策等の公的保証において農村の農民はほとんど埒外におかれ、その解決はあげて私的個別的責任に転嫁され、そのことを前提として社会化された側面における資本の収奪が、一層拡大強化されてくるという関連がある。

たとえば、農村における農民の「切り売り」労働の賃金は、総じて都市のそれに比し住居、費、食費部分だけ低く、そのうえ、社会保障その他間接賃金部分の対価もなく、そうして形成された低賃金水準を基準にして、小農の価値法則の費用価格水準が形成される。¹³⁾

しかも、資本主義的労働の社会化の進行は、私的個別的再生産、労働力再生産の小農的生産様式の基礎を掘り崩す。

そこに、農民の現代的貧困化の第二の独自性をみななければならぬ。

当面する特徴的問題点をあげれば、

① そこでは資本の労働力吸引（とりわけ都市への）にともなうプチ・ブルジョア家族形態の破壊と、その対応策の欠如が基調となる。

② 生産面では、大型機械化「一貫」体系段階の進展にともなう成人技能教育、安全規制の公的保障の欠如、事故にたいする補償の欠如。

③ 生活面では、プチ・ブルジョア家族形態とそれに照応する農村共同体の諸関係の解体にともなう高齢者の扶養・社会保障、一般的にいえば農村における共同消費手段の形成の公的保障の欠如。

以上のように、農村における農民のプチ・ブルジョア的所有と、それを基礎とするプチ・ブルジョアの家族形態のゆえをもって、農民は労働者に比べて二重の貧困化にさらされる。その総結果が伝来のプチ・ブルジョアの土地所有の喪失と、プチ・ブルジョア家族形態の崩壊にほかならぬ。

だが、そうした貧困化の進行のうちに、貧困化のみをみて、そこでの農民の社会的性格の変化、とりわけ主体の形成をみうしなっては片手落ちとなるだろう。そこに、第二の論点、より重要な農民労働の社会化の論点がある。

一般的にいえば、土台における農民労働の社会化の進行のもたらす現代的貧困化は農民の自覚を促す条件を成熟させずにはおかないのだが、前者の独自性は後者の独自性をも規定する。その物質的基礎が、みずからの所有生産手段によって、みずから家族成員とともに勤労し、生活を再生産するという小農的生産様式であることはいうまでもない。

そのことを基礎にして現代的貧困化に対応するかぎり、農民の主体形成はプチ・ブルジョアとしての独自性をもつが、他方、資本主義的収奪、支配の結果としての現代的貧困化、およびその認識と自覚においては労働者のそれとの共通性をより強く増大させていく。

前者については、次節で立入るとしてこゝでは、後者について、主な特徴点を指摘する。それはつぎのとうりである。

小農的生産様式における土台の変化、つまり社会化に対応して、古典的孤立分散性、家父長制的家族関係、家産的土地利用・所有関係など、それに照応する差別構造は表一5のように変容し、それだけ農民の「人間的地位」の主張、つまり民主主義的諸関係は前進しつつあるといえる（同表その1、2、3）。

表一5（その1）家父長制的家族関係の変容（財布の分化）

	1950年 労働省調査	1959年 綿谷調査	1977, 78年 生涯設計, 自立志向調査
財布の持ち手	家長 88%	家長 16% 同妻 69%	主婦 62~77%
労働指揮権	圧倒的に家長	家長 77% 跡取 17%	主婦 相談 自分で 56.6%
家の代表権 (部落の寄合い)	家長 90%	家長 73% 跡取 22%	主婦 いつも 30% 時々 34% 決定権あり 35% 内容によって 45%

(その2) 婚姻にみられる家族関係の変容 (福武調査)

	主として親の意見で		子どもだけ では心配	子の考えを 尊重し親が	自分の意見で 親の考え参考	自 由
	親子同志だから	昔 か ら				
秋 1953	37.4%	11.3%	15.9%	19.8%	—%	13.0%
田 1968	4.3	1.2	2.9	31.7	28.2	29.6
岡 1953	24.0	15.7	18.0	27.8	—	9.7
山 1968	2.8	2.1	2.1	33.0	38.9	18.7

(その3) 家産的土地所有・利用関係の変容(土地の相続関係) (福武調査)

	当然長男	昔からの 慣 習	し か た な い	長子だけと いうわけに いかぬ	だ れ か 一 人 に	子の事情で 財産わけ	均 分
秋 1953	61.5%	9.5%	9.8%	4.3%	4.3%	—%	—%
田 1968	27.4	13.6	6.9	—	31.3	12.2	4.3
岡 1953	32.9	17.2	8.4	15.0	13.1	—	—
山 1968	11.5	8.7	6.6	—	36.5	24.6	8.3

(その4) 労働者のストライキにたいする見方 (福武調査)

	無理なし	ある程度	容認小計	批 判 的	ゆきすぎ	や る な	反対小計
秋 1953	27.2	12.5	39.8	10.6	3.2	38.6	42.0
田 1968	(29.2)	45.1	74.3	—	—	19.3	19.3
岡 1953	13.9	15.3	29.3	13.2	14.2	35.8	50.2
山 1968	15.3	52.8	78.1	—	—	27.4	27.4

(その5) 婦人農民の不安と要求

a. 日常生活の不安

病 気・事 故	54.7%
老 後	25.2
子どもの結婚	16.3
財 産 な し	12.0
子どもの教育	10.0
住 宅	5.1
不 安 な し	14.8

b. 行政への要求

農家主婦年金	36.7%
農産物価格支持	27.0
光熱水道整備	21.8
教育費値下げ	16.8
老 後 施 設	9.0

注 全農会議調査(1973年)。

注 全国共済農協連調査(1973年)。

その結果、同表(その4)(その5)にみられるように、農民の、農民としての生存権の主張は——労働者との共通性を示しつつ、——より強くなっていると考えてよい。

そこでは、国民勤労諸階層における労働者階級の頭数と団結の増大、その社会的影響の増大が決定的な役割を演じているし、事実、兼業の増大、労働者との社会的交流の増大は同表(その6)のように、かつて考えられなかったほどに農民労働の社会化をおしすすめているのである。

(その6) 農民の社会的移動の増大(主婦の場合)

	農家出身者	非農家出身	(他産業経験者)
29才以下	73.6%	18.8%	(38.3%)
平 均	84.9	9.1	(17.6)

注 なお、新規学卒就農青年1万人にたいしUターン青年2万人。(上表1978. 自立志向農家婦人調査より)

第3節 社会化形態としての生産組織

だが、前節で指摘した農民の主体的性格の変容が、同時にその物質的基礎において小農的生産関係の独自性を残しているかぎり、われわれはもう一度土台としての小農的生産様式自体の分析にたちもどらねばならない。

そこでは、大型機械化「一貫」体系という社会化された現代の小農的生産力と、小農的生産関係の矛盾は、資本主義下の小農的生産様式における農民主導の克服形態の模索と追求を迫っているのである。

そうした側面からの農民独自の、それも主体的な農民労働の社会化の現代的形態をわれわれは農業生産関係諸組織の形成にみることができる。

すでに知られているように、1960年前後の小型耕耘機段階への推移とともに水稻集団栽培組織が形成され、1970年前後の中・大型機械化段階の開始とともに共同利用組織に重点を推移させつゝ、いわゆる農民の農業生産関係諸組織は現在農家戸数、および農地の3割（北海道では5割）をしめ、ぬきがたい存在となるにいたっている。

それが土地以外の農業生産力要素の調達・所有ないし利用の共同、つまり部分的共同を主要内容とするかぎり、それは個別農民経済を基礎とした「補完組織」として、いわば拡大された小農的生産様式を形成する（前掲図一2参照）。

こうして、社会化された小農的生産力と小農的生産関係の矛盾は、後者の社会化された形態への変化によって一応の克服を可能ならしめ、現実のものたらしめられるにいたったのである。

1. 拡大された小農的生産様式としての農業生産組織

それについての、二、三の重要論点にふれ、われわれの考えをのべよう。

(1) 現実には、これらの農業生産組織は農業構造改善政策によって勧奨されており、したがってそうした条件は軽視しえないが（資本主義的社会化の総過程の卓越を基礎とする）、同時に、それに解消しえない主体的な、独自の農民労働の社会化の側面がわれわれにとっては重要な論点となる。

(2) そうした側面からする場合、この農業生産組織の形成——それは農民の主体的性格の新しいレベルを前提とする——によって、農業生産力は、その主体的契機とのかかわりからしても新たな、集団化され、拡大された小農的生産力形成を可能ならしめ、ここに社会化され、拡大された小農的生産様式の内容を形成するにいたる。

その意味では、農協組織（その他農業諸団体、諸制度）の農業生産関連諸施設も同様な意義を有することをあわせて指摘しておかねばならぬ。

つまり、ここでは現代の小農的生産力は単なる個別農民経済のそれにとどまらず、二層ないし三層の構造（たとえば、トラクター耕——農業生産組織における共同育苗——収穫・乾燥——農協のカントリーエレベーター）をもつものとしてとらえられねばならない、ということになる。

現在、農産物市場とのかかわりにおける、流通過程に延長された生産過程、たとえば保管、運搬、選別、調製等がほとんど農協において処理されていることを考えれば、すでにそれと無関係の小農的個別経済は存在しえないといっても過言ではない。

そこに、現代の小農的生産力の重層構造の把握の重要性をみなねばならぬ。

(3) そうした農業生産力の重層構造を農民労働に着目してとらえれば、それは家族協業から社会的協業への拡大として把握しうるが、その場合より重要なのはその階級的、経済的性格でなければならぬ。

総じていえば、それは拡大された小農的生産様式の、拡大され、社会化された小農的生産関係であるが、それはプチ・ブルジョアの所有者側面と勤労農民の側面と両要素の矛盾を内包せざるをえない。

だが、農民層分解のなかで、富農から小資本への「上向」展開がいちぢるしく困難ならしめられている現代資本主義のもとでは、その勤労者の側面を基調とする農民のプチ・ブルジョア民主主義的關係が主要な性格を形づくる、とわれわれはみる。

これは考え方の問題ではなく、現実のきびしい経済結果につながる問題として、とらえられねばならぬ。

現代資本主義下の農業生産力の重層性はその構造においてすでに農民の民主主義的小農生産関係を必須のものたらしめているのである。

いくつかの例をあげよう、

第一は、最近の農業生産組織における役員、オペレーター組織の分業は——それは事業所内技術分業と、社会的職業分業の過渡形態のものとしてとらえることができる——多く、役員は無償労働と、オペレーターの低報酬労働に支えられているが、そこでの実質民主主義的解決の方向が追求されないかぎり、その持続は困難となる。そのことは、労働報酬と地代部分の評価配分原則、つまり民主的小農的生産関係の創出にもか・わってくるであろう。

第二は、農協の共同生産施設、たとえば、カントリーエレベーターをとってみた場合、そこでの運営の能率化のための品種制限が農民の危険分散の限界を画し、冷害被害を一層激化している場合も少くない。だから、冷害対策にはそうした側面での民主的小農的生産関係を必須のものとする。

以上のように、重層的な農業生産力の構造矛盾を克服するためには、その主体的契機としての農民、組織主体としての農民の、つまり集団的主体の民主主義的關係、民主的力量を不可欠の前提とするし、農協を射程に入れた場合は、その専門労働者をふくめた民主主義的關係が必然的に要求されるにいたっているのである。

2. 拡大された小農的生産様式の性格の分析

われわれは、いわゆる農業生産組織を拡大された小農的生産様式と規定した。しかし、現実の組織構成はきわめて多様で、したがってその本質的性格をどのようにとらえるかについては議論がわかれる。

そこで、現実認識について、二、三の先行研究の諸見解を点検してみる。

(1) 磯辺俊彦のとらえ方はつぎのようである。

農業生産組織の一般的性格は「複数の農家が生産的に結合している、そういう意味で生産集団である」が、「1960年代の高度成長期には主として労働結合を中心にした生産組織〔「集団栽培を中心とした作業共同」……筆者〕が伸び……70年代には、基盤整備事業とも結び付いて、機械結合という問題が中心となってきた〔「経営としての機械や施設の共同利用」……筆者〕……80年代は何が問題かという土地結合の問題であろう」と言う。¹⁴⁾

その組織構成については「借地型上層農家の形成」と、「複合型の自作上層農」の二つの個別の上層展開にたいし「主として中下層の農家は生産組織という形でいわば防衛的に対応してきたのだ」が「この三つの生産力の担い手の在り方が、それぞれ現実問題として行き詰まってきたのが現状ではないか」としている（ただし、借地型上層農の場合は作業受託から経営受託という方向を辿る）。

(2) 永田恵十郎のとらえ方

農業生産組織の今日の特徴——「現在、高性能の機械・施設は社会的に普及し、利用されてきているが、それらは技術的な適正利用規模という点からみても、あるいはまた固定資本の適正投資規模という点からも、個別経営だけでは手が届きかねる」,「したがって、高性能機械・施設の利用が生み出す社会的生産力を、個別経営だけでは内部化しがたい。そこで、個別経営がそういった生産力を内部化するために、相互に共同・協力の関係をむすび、家族労働力の減少・低米価条件に基づく経営的危機に対応しようとする点に、今日の生産組織の特質がある」¹⁵⁾。

その存立・展開の基礎条件,「高度経済成長を経過し、兼業の深化、自作農体制の動揺がみられるようになった現在は……非等質的な農村・農業構造になっており」,そうした条件下の生産組織は「借地型上層農や複合型の自作上層農等というよりは、むしろ分解基軸周辺の中下層農が共同・協力の関係を取り結ぶことによって社会化された生産力を自らのものとして内部化し、経営危機に対応しようとしている点に、存立・展開の基礎がある」。

(3) 今村奈良臣の見解

生産組織の現段階、1960年代末に「中・大型のトラクターからコンバインに至るまでの稲作の一貫機械化体系が取入れられる段階になると、それに以前の共同作業や共同利用と系譜・性格がかなり違った展開を」みせはじめる。「この段階は労働手段の新技术の採用による生産組織の新しい展開の段階と規定」される。

組織構成の性格、「この中で、三つの系譜の違いが指摘できる」。第一は「規模の大きい農家を中心にした上層農家の機械結合……専業農家集団だけの結合」,第二は「専業農家集団が、オペレーターになりながら零細農家、兼業農家の作業や経営を受託しつつ抱えていく、あるいは実質的規模拡大のために兼業農家を巻きこんだ集団をつくりつつ作業受託や経営受託を行う組織」,第三は「零細兼業農家が集って……耕起・田植・防除・収穫をする形のもの」(「請け負う主体のいない」兼業深化地帯)。なおその他に「70年代には生産組織という形をとらないで新技术を採用して、個別で作業受託や経営受託という借地形態による規模拡大も進み、同じ地域の中でも併存状態がみられ」る。このように、「70年代に入ると非常に違ったタイプのものが生れている」¹⁶⁾。

以上のように、具体的な農業生産組織の多面的な展開の現実を反映して、その階層的基礎の把握、したがって本質規定については論者のあいだに差異がある。

それに関して筆者の考えをのべれば、つぎの二点をおさえる必要がある、と考える。

第一は、農業生産組織を必然的たらしめる条件は人・畜力段階から小型耕耘機段階、さらに中・大型機械化「一貫」体系段階への、ウクラッドとしての農業生産力発展であり、後者は単に耕耘その他の機械化という労働手段との直接的、経営対応のみでなく、それに関連、照応した土地改良、農業、肥料等の労働手段および対象をもふくむ生産力構造、それに規定された農法全体の段階的推移を前提とすることである。したがって、それは特定階層のものだけではな

い。

第二は、そうしたウクラッドとしての農業生産力段階を可能にして、それを経営的に現実化するうえでどのような生産力要素の、所有、利用などの面から共同化するか、これは各個別農民経済のおかれた状態によってことなるのは当然であって、労働結合、機械結合、土地結合といっても、それは相対的重点をあらわすにすぎないことの認識である。

したがって、直接的に協同化する部分が労働であろうと、労働手段であろうと、またその所有面であろうと、利用面であろうと、総じてそうしたことを可能ならしめ必要ならしめる基礎条件が機械的労働手段を中心とする農業生産力段階であることの確認が重要であると考えられる。

そうした資本主義的ウクラッド出自の機械化の農業生産力段階においては、それと小農的生产関係の枠組とが矛盾するにいたるが、その矛盾を農業生産組織という集団化によって部分的に克服する農民的形態が拡大された小農的生产様式なのであって、それはあくまでプチ・ブルジョアの農民的生産関係の本質を保持する。なぜなら、農業生産組織とはいえ、構成員の個別農民経済の存続が基礎条件であり、そこでは小農的土地所有関係は手をふれることなく、厳存するからである。

農地法改正によって土地利用＝農用借地が法認されたとはいえ、小農的土地所有関係そのものが改善されたわけではないし、また国家独占資本主義的土地利用に包囲された現代の小農的所有地の地価水準と、小農的価値法則の農産物価格水準の下では、全面的な農地購入による農業経営の採算は困難で、結局、借地経営とはいっても、それは全体として小農的土地所有、相続農地取得制にとってかわりうるものではない。前者は後者を基本とした、その補完形態にすぎない（そうした意味で、「借地制農業」の形成といっても、自作農体制の本質的性格を否定しうるものではない）。

以上の意味で、農業生産組織を拡大された小農的生产様式と規定したのである。

ところで、この農業生産組織をそう規定する場合、クリティカルな問題となるのは今村の指摘する第二の形態（「専業農家集団がオペレーターになりながら零細農家、兼業農家の作業や経営を受託しつゝ抱えていく」形態）の動向、とりわけ兼業農家が全面的な経営委託から貸地して単なる地代取得者になる極限形態である。

これについて、「新しい資本型上層農」から小資本主義農業の形成を指摘し展望する伊藤喜雄はつぎのようにいう。

『「生産組織」という言葉は、その多様な実体を反映してあまりにも多義的に使われている。『共同化』と同様にそれはかつては、あたらしい条件変化に適応する小農たちの維持・共存をはかるものであった。反対に近年は、技術の高度化を反映して、その内部に分解を促進する契機を孕むものとして『生産組織』が機能している。そのいみでは『生産組織』はあたらしい経営体が生れるばあいの一つの迂回形態と言える』。

「あたらしい生産組織も、結局は一つのあたらしい経営としてみずからを再編していかざるをえない。内部の意志決定や投資の危険負担、分業と協業の体制整備、責任主体の明確化などがそこなわれざるをえないのである。それはまさに企業としか言いようのない実体をもつ。内部に企業論理をもたなければ存続しえないほどに、農業が資本主義経済に包摂されている段階、それが現段階なのである。これからの技術の担い手は、そうした歴史的性格をもつ経営体にほかならない。」¹⁷⁾

たしかに、富山県のサカタニ農産のように常勤16人（男子7人、女子9人）の労働力をもって、85戸の農家からの借地によって、100ヘクタール近い稲作経営をおこなう例もでてきている。

また、長野県穂高町農業生産組合のように、兼業重点の構成員の全面的経営委託をうけ、後者が「経営主体、土地利用主体たることを拒否されつつある」ような事例もみられる。

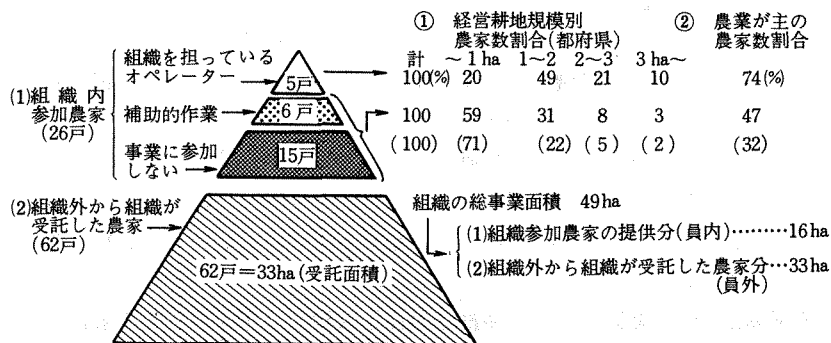
これらの事例が示すように伊藤の指摘する方向の可能性をあることを全面的に否定しては誤りになるであろう。

だが、同時にそれが日本農業ないし農業生産組織の支配的方向になると見る伊藤のとらえ方は支持しがたい。そうわれわれは考える。

そこで、農業生産組織、とりわけ受託をおこなう農業生産組織の実態に即して、その小農的生産様式の性格を点検してみなければならぬ。

まず、その位置づけを確認しておく、1977年の農業生産組織構造調査では、共同利用型組織9,780、重複型組織1,528、受託型組織389となっており、後者はたしかに増加の傾向にある。この受託型組織の平均規模は図一3のとうり、組織参加農家数26戸、その内、オペレーターとして組織の中核になっている農家は5戸、補助作業参加農家6戸にたいし、作業に直接参加していない農家15戸となっており、組織内分業・分化が進行していることを示す。この組織参加農家の耕地面積は16ヘクタール、そのほかさらに、組織外から受託した農家62戸分の耕地が33ヘクタールとなっていて、まさに受託型生産組織となっているのである。¹⁸⁾

だが、問題はこの組織的分業と分化の進展方向、とりわけオペレーター農家の性格と動向である。



注1. 資料は1977年農業生産組織構造調査結果より。()内の構成比は、一般農家(都府県)、1978年1月農業調査結果による。

2. 組織外から受託した農家の個別の経営耕地面積は調査していない。

3. 『日本の農業生産組織』116頁。

図一3 受託型組織の分化(都府県平均1組織当たり)

もともと、このオペレーター農家は77年農業生産組織調査によれば規模の大きい専業ないし専業志向農家で、みずからも過剰投資対策(76.3%)、労力不足対策(42.8%)、収入増のため(29.5%)生産組織に参加し、オペレーター要員をだして組織の管理・運営の中核となっているわけである。このオペレーターは40才代の働きざかりを中心として、ついで20才代、30才代のあとつぎが多い、というように保有労働力からいっても比較的多い農家の家族成員といつて

よい。

ところが、このオペレーターみずから指摘する問題点は、①、自家農業との競合 (42.1%), ②、オペレーターの労働過重 (31.6%), ③、その他返済金など個人負担が多すぎる (10.7%), ④、他の農家との意見の対立 (10.7%) となっており、これを中核とした農業生産組織がそのまま拡大・発展して「借地制農業」に成熟していくとは考えにくい。

地域的な組織の性格差も大きく、東北地方では、オペレーターは6割迄があとつぎで、組織事業たる農作業分担の期間も一ヶ月以下、したがってその報酬収入は20万円程度で一ヶ月の出稼収入にも満たない (賃金水準は一日5~7000円で屋外労働賃金程度)。九州、西南暖地の場合は、農山村地域に多く (42%), 同様事業収入も少い。それにたいし、兼業化の進んでいる東海の場合は一組織の平均事業規模も103ヘクタールと受託面積が多く、3ヶ月以上稼働のものが25%, 収入100万円以上のもの三分之一であるが、同時に過重労働を訴えるものも40%に達している。

このように、経営受託から借地による規模拡大の可能性の比較的多いのは兼業地帯であるが、そこでは同時に中・大型機械化体系による比較的大規模な、いわゆる土地利用型農業そのもの、展開に限界がある (オペレーターの年令も高いことをあわせ) とみた方がよいのであって、むしろ前述のような個別的借地制農業の成立自体、特別な条件が前提されていると考える。そういった点では、資本主義的インテグレーション農業経営の現実的成立が、農民的農業の支配的存在を否定するものでないのと似ている。

このように、農業生産組織は総体として小農的生産様式の枠組を拡大補強したものであって、そのプチ・ブルジョア的性格の、生産手段=土地の所有=経営の側面を重視するか、勤労諸階層としての労働の側面を重視するか、によって議論がわかれる。い、かえれば、小農的生産関係の資本主義的側面と、民主主義的側面の何れに重点をみるか、である。

そこで、そうした小農的生産関係、とりわけ拡大された小農的生産様式にみられる生産関係の具体的態様に即して、もう一步ふみこんで考察する必要がある。

前にみたように、オペレーター農家のもつ矛盾、「自家農業との調整の困難」と、「過重労働」「オペレーター報酬の低さ」こそ、小農的生産関係の性格をしめすもので、その点について、全国農業会議所のおこなったオペレーター調査によって補足しておこう。¹⁹⁾

この調査結果も、オペレーター農家が地域で比較的大規模の大きい農家に属すること、しかもなおみずから過剰投資回避、労働力対策として生産組織に参加していること、しかし、自家農業との調整、過重労働、低賃金・低報酬を問題としている点についてはまったく同じ指摘をしているが、そうした結果にならざるをえないメカニズムについてもう一步具体的にふみこんで明らかにしている。

第一に、この調査によると、まず、オペレーターになった動機は本論文末尾の附表にみられるように、「自家農業の省力の進行」、「経営の拡充」(前述の調査結果と共通しているとみてよい)のほか、「周囲の人にたのまれて」、「立場上やむなく」等の理由が2~3割をしめ、地域的小農的關係の存在が少くないことをしめす。

第二に、その労働条件をみると、防除、コンバインの運転時間は一日平均8時間以下だが、春作業の代掻、田植期の場合は8~10時間がかつても多く (37.7%), ついで10~12時間 (21.5%), そして6~8時間 (20.1%) となっており、過半のものが夜間運転の経験者というように

——季節的には——かなりの長時間労働のムリを余儀なくされている。

表—6 オペレーターの諸条件

(その1) オペレーターの概要

		埼玉県下	砺波市 (富山)	遊佐町 (山形)
続柄別	回答者数	146人	72人	115人
	世帯主	44.5%	51.4%	44.3%
	あとつぎ	50.7	45.8	54.8
	その他	4.8	2.8	0.9
年齢別	回答者数	157人	77人	114人
	～29 歳	14.7%	13.0%	40.4%
	30～39	43.3	42.9	36.0
	40～49	33.8	39.0	20.2
	50～54	8.3	5.2	3.5
	平均年齢(歳)	38.6	37.7	33.0
学歴別	回答者数	150人	68人	108人
	中卒(高小卒)	44.0%	41.2%	26.9%
	高卒(中卒)	50.0	57.4	72.2
	短大卒以上	1.3	1.5	0.9
	その他	4.7	—	—
未既婚別	回答者数	122人	79人	114人
	未婚	13.1%	6.3%	14.0%
運転経験年数別	既婚	86.9	93.7	86.0
	回答者数	147人	78人	74人
	～5年 未満	42.8%	35.9%	58.1%
	5～10	49.0	46.2	33.8
	10年以上	8.2	17.9	8.1
オペレーターの技能・技術の習得について	平均経験年数	5.1年	5.9年	4.8年
	回答者数	146人	78人	89人
	市町村・農協・研修所などの研修に参加した	53.4%	96.2%	50.5%
	近所の先輩から教えてもらった	6.8	2.7	12.4
	農機具店で教えてもらった	17.8	—	11.2
	普及所農協の技術員から教えてもらった	18.5	—	24.7
その他	3.4	1.3	1.1	

(その2) 大型農業機械運転労働の心身への影響(埼玉)

		実数	構成比 %
他に くらの 農作業	回答者数	142人	100.0
	楽な仕事だと思う	53	37.3
	むしろつらい仕事だと思う	28	19.7
	どちらともいえない	61	43.0
農に くらの 仕事	回答者数	117人	100.0
	楽な仕事だと思う	29	24.8
	むしろつらい仕事だと思う	33	28.2
	どちらともいえない	55	47.0
大型機械運転に伴う心身への影響	回答者数	137人	100.0
	身体の疲れが厳しい	35	25.5
	精神的に気づかれが大きい	92	67.2
	単調であきがる	35	25.5
	身体の調子がくるう	28	20.4
	食欲がなくなる	14	10.2
	肩や腰がいたくなる	44	32.1
	足や腰がいたくなる	39	28.5
	頭がぼんやりする	21	15.3
	騒音になやまされる	61	44.5
	振動がひどい	57	41.6
	身体がひえる	11	8.0
	暑さになやまされる	37	27.0
	ほこりや農薬にこまる	52	38.0
	危険を感じる	57	41.6
	その他	3	2.2

もともと、生産組織化の前提たる中・大型機械化は人・畜力段階の労働負担を大巾に軽減し、農業労働を科学・技術の基礎のうえに発展させる可能性をつくっていくが、そうした成果

を農民のものたらしめるには、さらにいくつかの関連条件、技術的経済的条件が必要である。

ところが、機械化と生産組織化の現実、とりわけ労働条件の実態はそのことが十分に形成されえていないことを示す。調査結果によって、その特徴を要約するとつぎのとうりである。

① 同表（その２）によると、機械化は一面では労働を軽減しつゝも（「他の農作業に比べて楽」37.3%）、農外の仕事にくらべると「つらく」(28.2%)、とりわけ、騒音、振動、労災事故の危険、その他精神疲労が多く、肩こり（65.2%）、胃の調子不良（50.7%）等の身体的不調の訴えも多い。他方、オペレーターの労災事故は同表（その３）のように３～９％程度だが、危険を感じたものとなると６～８割に達する。

（その３）オペレーターの労災経験・意識状況

		埼 玉 県 下	砺波市 (富山)	遊佐町 (山形)
運労働 転災の 作危 中險 を	回 答 者 数	151人	74人	100人
	常に感じている	24.5%	12.2%	6.0%
	時々危かったと思うことがある	43.7	59.5	72.0
	今までのところ別はない	31.8	28.4	22.0
今機械は 負傷による 農業	回 答 者 数	145人	76人	105人
	あ る	9.0%	6.6%	2.9%
	な い	91.0	93.4	97.1
どんな時に 労働災害の 危険があるか	回 答 者 数	152人	53人	76人
	農道などの移動中	20.4%	9.4%	30.3%
	圃場の出入	57.2	77.4	34.2
	圃場内での作業中	13.8	7.5	11.8
	雨天又は雨天後の作業中	15.1	11.3	27.6
	疲れているとき	23.7	15.1	36.8
	作業を急いでいるとき	34.2	20.8	40.8
	他のことに気をとられている時	27.0	9.4	32.9
	気のゆるみ	36.2	11.3	27.6
	機械の点検・整備中	11.8	18.9	36.8

② 以上のように、オペレーターの労働の質と量は——改善された側面と同時に——新しいレベルでの問題点、つまり貧困化を少からずひきおこしている。

その第一は労働基準、労災その他の社会保障であるが、調査対象市町村中、実際に労災保険の特別加入のための事務組合を設けているものは37.7%にすぎない。そして後者のうち、実際にオペレーターを加入させている町村はさらにその64%、つまり全体でいえばその4分の1程度にすぎないのである。

第二に、賃金、報酬についてみると、表（その４・５）のように、過半のものが「安すぎる」と評価している。

第三の特徴として、以上の結果、オペレーターに相当負担がかかっているが、そのことの総体としての結果をみると（同表その６・７）「オペレーターの確保難」が支配的な傾向となっている。その理由は、①、年間就労の困難、②、自家農業との調整難、③、賃金報酬の低さ、④、過重労働である。

(その4) オペレーター不足の要因

	回答市町村数	労働がきつい	賃金が安い	年間通じてできない	自家農業との調い	その他
全 国	340	17.1%	32.9%	76.5%	51.2%	6.2%
北 海 道	13	15.4	38.5	23.1	61.5	23.1
東 北	82	14.6	42.7	75.6	52.4	6.1
北 陸	59	13.6	35.6	84.7	50.8	8.5
関 東	68	14.7	26.5	75.0	47.1	5.9
東 海	40	25.0	25.0	87.5	50.0	5.0
近 畿	24	33.0	37.5	75.0	37.5	—
中・西国	29	13.8	20.7	79.3	62.1	6.9
九 州	25	16.0	32.0	72.0	56.0	—

(その5) オペレーターの賃金と賃金に対する意見

		埼玉県下	砺波市 (富山)	遊佐町 (山形)
	1日8時間当りの平均賃金	2,890円	4,104円	2,341円
オのて ペ賃の レ金意 しに見 タつ しい	回 答 者 数	80人	75人	82人
	安すぎると思う	57.5%	61.3%	63.4%
	この程度なら適当だと思う	42.5	34.7	32.9
	よい方だと思う	—	4.0	3.7

(オペレーター個人調査)

逆に当面する矛盾の改善についつのオペレーター自身の意見という面からとらえかえすと、同表(その6)のように、技術問題と、労働条件、経済条件の三点において——組織分業にとまなう、新たな問題点ができていことがわかる。

もともと、この組織的分業は、前にふれたように社会的分業と事業所内分業の過渡形態としての性格をもつが、以上にみられる現状ではそれが伊藤のいうような新しい個別企業体の形成へそのまゝ転化する条件と可能性は少いと考えるをえない。

それらの諸条件の総括的帰結が、賃金、報酬の低さで、そこに現代の農民および農業生産組織のおかれている状態が集中的に表現されているのである。

このオペレーターの賃金、報酬の低水準は、①、中・大型機械化農業技術の組織的導入・充用によるコスト軽減の程度、② 委託料と賃金報酬の係ににめされる組織内小農間生産関係の具体的態様(その極限が経営委託から借地地代の形成ということになる)、③、それを外的に包摂する資本主義的生産諸関係、具体的には、市場関係、ついで土地関係、政策制度関係、に規定されているが、とりわけ第二の小農間生産関係がもっとも直接規定的であることはいうまでもない。

しかも、オペレーター自身の要求に明らかのように、そこでは農業生産組織化によって現実化した農業生産力(それを集団的生産力とよんでもよい)の技術的経済的構造矛盾が形成されていることと、それを組織内分業による専門的取組みの過程で、オペレーター自身認識し、自覚してきていることが重要である。とりわけ「集団」的生産力構造の新しいレベルでの矛盾は究極的には資本主義下の小農的生産様式そのものの矛盾にほかならぬ。

オペレーターに自覚された構造矛盾自体つぎのことを表現する。

第一が、低賃金・報酬であるが、その意味する関連は広い。なぜなら、つぎの点と無縁ではないからだ。

第二点として、すでに機械労働となった農民労働の社会化は一定の社会保障を必然的に不可欠たらしめ、要求として自覚せざるをえなくなる。(そのことを延長すれば、社会福祉、社会教育(機械技能その他)の諸権利の保障の必然性でもある)。

第三点は、農民の特性の一つとして、そうした賃金・報酬水準がほぼ実現されたとしても、それでもって社会的平均的労働力の再生産が可能かどうか、農村社会での社会化された生活条件、いわゆる共同消費手段の水準は都会に比べていちじるしく低いことを看過するわけにはいかない。

(その6) オペレーターの指摘する問題点・改善点

		埼 玉 県 下	砺波市 (富山)	遊佐町 (山形)
回 答 者 数		98人	73人	87人
ど ん な 点 が 問 題 で す の か あ り 方 で		%	%	%
	出役予定がくるうこと	31.6	12.3	13.8
	急に出役しなければならないこと	36.7	11.0	21.8
	一日中フルに働けないこと	25.5	11.0	12.6
	労働時間が一定でないこと	42.9	32.9	27.6
	休憩時間が充分とれないこと	26.5	23.3	28.7
	自家農業との調整が困難なこと	30.0	35.6	51.7
	兼業との調整が困難なこと	23.5	34.2	10.3
	交替要員がないこと	19.4	64.4	47.1
	生活のみだれが大ききゆとりがなくなること	13.3	—	—
	家族の負担が大ききこと	20.4	—	—
	過労になること	—	30.1	19.5
	賃金が安いこと	—	32.9	37.9
	そ の 他	2.0	5.5	3.4
回 答 者 数		100人	72人	87人
オ ペ レ ー タ ー の 改 善 点		%	%	%
	機械の改良	37.0	27.8	21.8
	圃場・農道などの整備	89.0	6.9	37.9
	出役日数の減少	23.0	23.6	29.9
	労働時間の短縮	33.0	31.9	13.8
	出役体制の改善	39.0	23.6	28.7
	オペレーターの要員の増員	52.0	65.2	49.4
	給与の改善	—	44.4	48.3
	そ の 他	1.0	1.4	1.1

以上の諸点は前表のオペレーター自身の改善点の指摘のなかによみとれるはずである。

したがって、よしんば、「上層農」において、時と所と条件によって、特別超過余剰が形成されたとしても、それを地域のV水準で経済主義的に割切るのではなく、いまのべた諸点の、いわば間接賃金、社会的保障からして実現すべき地位にあるととらえるべきである。²⁰⁾

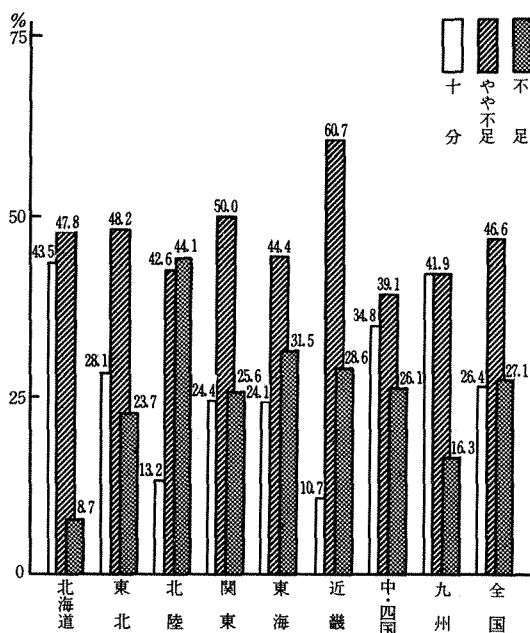
そのことも、オペレーターの要求は反映していると考ええる。

何よりも、農民が求めているのは勤労者としての「就業の場」であり、しかもできうべくんばそれも「農業の分野」である、という農民の勤労者的側面、労働主体としての形成を基本にしてとらえていかねばならない、と考える。

このことは、農民労働の社会化を、資本主義的労働の社会化に規定されつゝも、それとの対

抗関係における主体形成の側面とか、わらせ、それを看過することなくとらえることであり、資本の小商品生産様式にたいする収奪・支配、都市の農村収奪の観点から広くとらえるべきことを要求しているのである。

そして、大切なことは、現代の農民自身が多かれ少かれ、そのことをとらえ、体现していることである。いま、そのことに立入るわけにはいかないが、その実例を一つあげると、比較的安定的な生産組織としての発展に努力し、実現している広島の世界幸水園の運営が教訓的である。それは部分協業組織の建設過程での二人の主婦農民の過労と死亡を教訓に、構成員の生活の再生産を基調にした運営転換に努力し、その一環として生産組織自体による社会保障、社会福祉、社会教育の条件をも不可欠の組織事業として位置づけて制度化することによって一定の成果をあげているのである。²¹⁾



(その7) オペレーターの確保の状況(市町村調査)

3. 大型機械化「一貫」体系段階の農民の主体的性格の変容

以上のように、大型機械化「一貫」体系の生産力段階に推転した現代の小農的生産様式の構成主体はかつての孤立・分散的農民とことなり、社会化された労働主体としての性格の持主となってきた、ある。

第一に、機械化農業生産力の主体契機としての農民はみずからの農学的工学的科学技術の力量を形成し蓄積しつつある。それは機械という労働手段の充用によって、かつてのカンとコツの技能とは質的に異った農学的工学的力能の形成である。

大型機械化「一貫」体系段階への推移にともなって、簡単な保全修理の可能なワーク・ショップをもつ農民、溶接技術を身につけた農民が徐々に増加しているが、それはむろん単なる技能ではなく、通常農業機械の保全修理費用は年に5%前後といわれるように、その技能なかりせば、たちまちそれが10%にもはねあがり、それだけ収益減に直結するような経済的力能な

のである（表一七にみられるように年間修理費のバラつきは大きい）。

表一七 自脱コンバイン受傷者が所有するコンバインの保守管理関連（高井データ）

	年間整備修理費			納入時指導時間			アフターサービス			平均時間
	平均	最大	最小	平均	最大	最小	時間／回	回数／年	0回発生率	利用面積
	万円	万円	万円	分	分	分	分	回	%	ha
2条機	4.5	10.0	0	50	120	0	18	1.0	46	5.47
3条機	4.5	10.0	0.5	65	120	30	12	1.0	40	7.66
4条機	5.1	15.0	2.0	81	180	20	25	1.4	36	12.30
総平均	4.7	—	—	60	—	—	20	1.2	41	8.87

また、大型機械の運転操作技能を科学的に身につけなければたちまち事故の激増につながるような、そうした切実な技能なのである。

さらに、機械田植に例をとれば、前にもふれたようにそれに必要な種苗の育成には今まで経験もしなかった新しい農学的知識を必須のものたらしめ、そのことが直接収益の増減について関係をもつことはいうまでもない。共同育苗の場合はとりわけ切実である。

こうした新しい科学技術技能を身につけ、さらにその発達を要求する農民が育ちつつある。

第二に、農業生産力の技術構造の矛盾のみならず、その経済構造の矛盾の克服のためには一定の関係社会科学的力量を要求することについても多くをつけくわえる必要はあるまい。

かつて、オイル・ショック時の物価狂乱にさいして、農業生産力諸要素の価格騰貴と農産物市場の動揺のなかで、少からぬ農民が借金自殺、蒸発の憂目をみ、そうした痛苦な経験を教訓として、農民は構造改善政策等にみられる官製の企業的生産力形成の方向と訣別して、いわゆる農民の生産力形成の方向の追求に転じつゝある。

たとえば、地力対策もふくめた「複合経営」、 「有機農法」の追求や、いわゆる「マイ・ペース酪農」等がそれである。

このマイ・ペース酪農は必ずしも科学的に十分定式化されているとはいいがたいが、桜井豊はそれを、①安全負債の原則（年粗収入以下への抑制）、②施設投資原則（投資効果の科学的認識、生産力構成要素の比較考量、総体としての中堅技術の追求）、③規模拡大の原則（規模と集約度、労働生産力と土地生産力、地力の併進）の三つにまとめている。²²⁾

このことのうえに、さらに生産と生活の併進向上の認識も必要条件となる。なぜなら、労働力の再生産の確保は——経営と家計が未分離な小農にあっては——直接、農業生産力に不可分の関係をもつからである。

第三、以上のことは現実には資本主義的労働の社会化の進行にともなう農民の現代的貧困化の矛盾の自覚過程を媒介とする。

そして、そうした矛盾は必然的に農民の主体的対抗形態としての農業生産関係組織の形成をもたらすこと前にみたとうりである。

そこで形成された集団的生産力の主体的契機として、農民は、一方では農学的工学的科学技術の力量を発達させると同時に、その組織構成主体として、①農民相互関係の農民的形態の追求や、②それと資本主義との矛盾の認識をふかめ、それと対抗せざるをえない。拡大された小農の生産様式として、——その矛盾を一部克服しつつも——基本的にはそこに新しいレベル

での現代的貧困化が貫徹せずにはおかぬからである。

だが、この生産組織なり農協組織の形成を必然たらしめる段階の農民主体はかつての孤立分散の農民ではなく、文字通り社会化された集団的主体としての農民なのである。

むろん、その内部矛盾はにわかに完全に克服されるとはいえないが、この集団的主体の相互関係は——かつての、隣に倉たてば、此方は腹がたつ百姓根性ではなく——民主主義的な性格（プチ・ブルジョア的とはいえ）の要素を不可欠の本質とするし、そうした集団的力量は資本主義的収奪にたいする民主的規制力としても成長する。（これがいわゆる「マイ・ペース」営農の第5の条件となると考える）。それが農民の社会性と組織性を前提とすることはいうまでもない。

こうして、農民の農業生産関係組織における民主的運営能力の陶冶は、さらにそれを民主主義的な自治、統治能力へと発展させていく基礎条件を大型機械化「一貫」体系段階とともに歴史的に形成しつつあるといつてよい。²³⁾

第4節 農民の機械化農業教育の現状と課題

大型機械化「一貫」体系の生産力段階への推転にともなう農民の教育課題には多大なものがあるが、本節では当面する大型農業機械の技能習得・訓練の問題に限定し、その実態を明らかにすることによってその教育課題を追求してみたい。

最近の大型機械化「一貫」体系の普及にともなう農民の機械事故の激増ほど、その緊急性を明示するものはない。そこで、まずその実態からみていこう。

1. 大型機械による農作業事故とその諸特徴

大型機械化「一貫」体系のもっとも先進的な普及をみている北海道は同時に機械作業事故の多発地帯でもある。

北海道農作業安全推進本部の発表によると、道内の農作業事故件数は表—8にみられるように1970年の353名から1978年の1,527名へと、4倍以上に増加している。

表—8 農作業事故件数の推移

年次	死 亡		計	負 傷		計	農作業事故のひん度 注1)		道路交通事故のひん度 注2)	
	男	女		男	女		死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
	人	人	人	人	人	人	人／万人	人／万人	人／万人	人／万人
1970	24	1	25	244	84	328	0.59	8.3	1.70	84.2
71	32	6	38	336	86	422	0.98	11.9	1.69	73.8
72	45	8	53	198	45	243	1.49	8.4	1.51	67.7
73	44	10	54	551	145	696	1.61	22.4	1.38	62.6
74	50	9	59	693	160	853	1.90	29.4	1.90	46.8
75	39	3	42	664	172	836	1.38	28.9	0.91	43.2
76	38	4	42	624	209	833	1.46	30.5	0.89	44.0
77	33	7	40	973	353	1,326	1.46	49.9	0.88	43.6
1978	36	12	48	1,077	402	1,479	1.81	55.8	0.90	42.7

注1 農作業事故のひん度は、それぞれの受傷者数をその年の農業就業者数で割ったもの。

2 道路交通事故のひん度は、それぞれの受傷者数をその年度の総人口で割ったもの。

高井宗宏は農業就業人口にたいする農作業事故の頻度と、総人口当り自動車事故頻度を比較計算することによって、後者が事故防止運動の取組以来減少に転じているにもかゝらず、前者がなお増加の一途をたどっているコントラストを明示している（同表右欄）²⁴⁾。

それは、農機メーカーの安全工学的処理の不十分さと、農民の機械技能の不十分さの自乗化された結果をあらわす。

農業機械作業事故の実態とそのメカニズムについて、若干の特徴を要約しておこう。

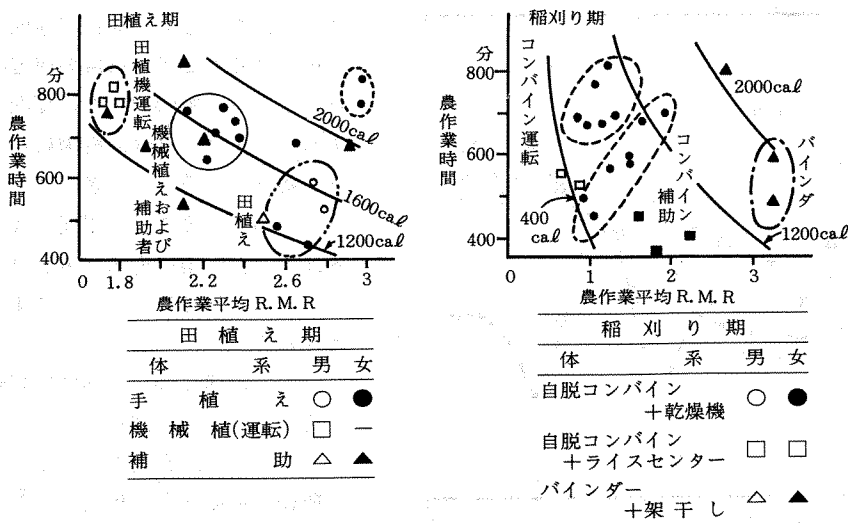
(1) 高井宗宏は、各農作業の適期を中心とする就業者数の分布と、事故件数の分布を比較することによって、一定の確率をもって出現する事故以外に、両分布のズレの分析からつぎのような独自の事故発生メカニズムを明らかにしている。

- ① 作業初期に事故の相対的多発をみる、事前整備の不良、農閑期から急に機械作業をとまう農繁期に入るための体調不良等に起因するもの
- ② 逆に作業後期に多発をみる疲労蓄積に起因するもの
- ③ 機械の運転者と補助者の組作業ないし連けいの不十分さからくる事故
- ④ 適期をのがすこと、気象条件の悪化等からするアセリ、環境条件の悪化そのものに起因するもの

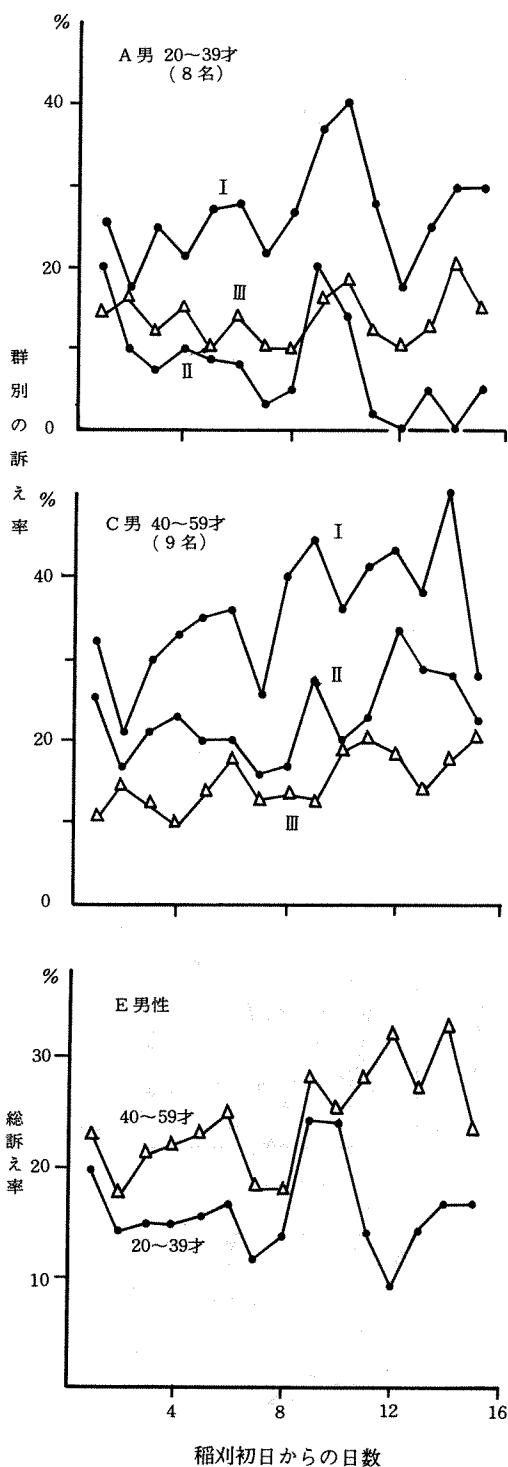
むろん、各種作業の特性、機械の特性によって事故発生メカニズムは当然ことなる（たとえば、機械の構造上の特質が単純簡易なものか複雑高度のものかとか、組作業あるいは連けい補助労働を必要とするか否かとか、作業適期の巾はどうか等）。

だが、農業の機械化にともなう技能形成を問題とするわれわれにとって、高井の指摘する機械労働従事者とのかゝりにおける事故発生メカニズムの類型化は有用である。

そこで、以上の諸類型について、事例的に補足すると、とりわけ農作業の労働力編成にとまう事故発生メカニズムが教訓的である。



図一4 田植・稲刈労働のR.M.R



図—5 コンバイン作業の疲労に関する訴え率の日経過

(2) まず、田植、稲刈等の個別作業の労作量をR.M.R.で計測した結果は図—4のように、機械運転者より、むしろ補助者(むろん女性が多い)の方に負担が重くなっていること、それに対し、コンバイン作業でみるかぎり、男の中高年齢者ほど疲労、とりわけ精神疲労が重く、蓄積していつていることが図—5に示される。

こうしたことが前述の②の形態の事故発生原因の内実である。

つぎに経営規模別の事故発生率をみると、表—9のように、経営規模の大きなほど発生頻度と受傷者率は高いことが確認される。

これも前述の②、④の事故発生の現実形態であることはいうまでもあるまい。

(3) 大型機械化「一貫」体系の段階に特有の運転者・補助者の労働力編成にも事故発生の農民独得のメカニズムがある。

多くの場合、運転者は軽労働に属するのにたいして、荷役(運搬その他)を担当する補助者は機械の速度に追われ、かえって重労働となる傾向がある。そうした矛盾は高性能機械になるほど、とり扱うべき荷役量(多くは人力による)が増加すること、規模が大きくなるほど適期作業の追求と重なり労働負担が増大すること等によって激化せしめられる。

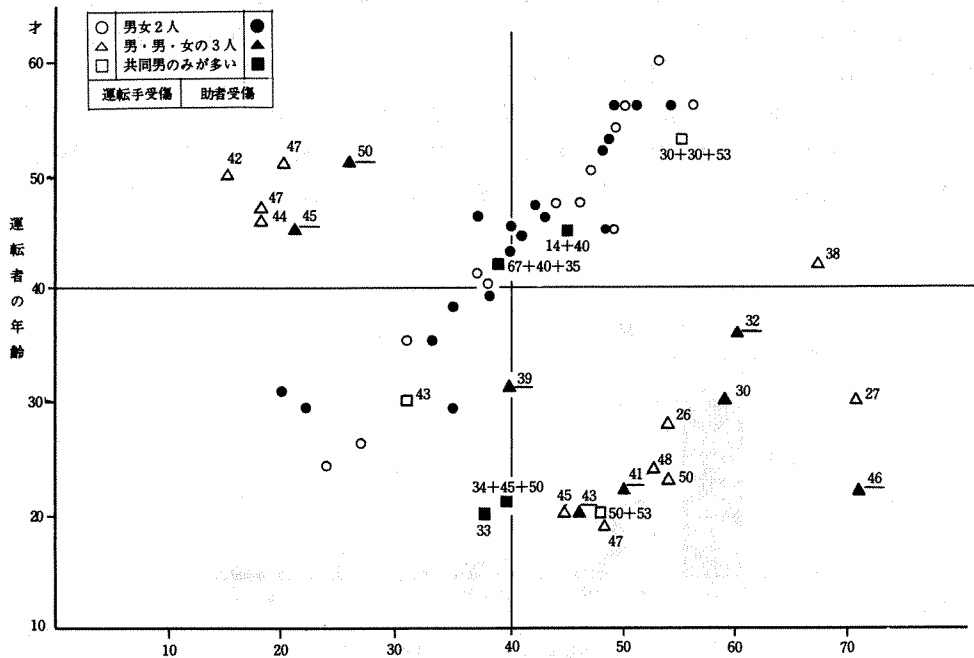
その実態について高井は興味ある分析をしている(図—6)。

すなわち、自脱コンバイン収穫機の運転と補助作業の担当が、①、それぞれ夫と妻による場合(図中中央部分のドット)、②、父と若年男子後継者の組合せの場合(図中左上のグループ)、

表—9 水田経営規模別の自脱コンバイン受傷者数と事故率（74名の調査から試算）

水 田 の 経 営 面 積	2ha以下	2～3ha	3～5ha	5～7ha	7 ha以上	計
受 傷 者 の 数(人)	4	8	18	21	23	74
同 上 の 割 合(%)	5.4	10.8	24.3	28.4	31.0	100
規 模 別 農 家 数(千戸)	(26.2)	8.7	13.4	6.1	2.6	30.8
同 上 の 割 合(%)	—	28.2	43.5	19.8	8.4	100
千戸当り受傷者数(人／千戸)	—	0.92	1.34	3.44	8.84	2.44

注 2ha以上の農家数と自脱コンバイン普及台数がほぼ等しいことから、事故率を算定。



図—6 自脱コンバイン作業の運転者と補助者の年齢と受傷者

③、逆に年長後継者と高年の父の組合せの場合（図中右下のグループ）にわけて、その事故と受傷の発生状況を追跡している。

その結果、①の夫婦協業の場合は補助者たる妻に事故と受傷の発生率が高く（図中中央部の黒点）、それにたいして、②、③の男子の親子協業の場合は運転者の方に事故と受傷の発生率が高いという、まったく対照的なメカニズムを析出して、高井はつぎのような鋭い指摘をする。

「夫婦二人作業では、一本の稲穂をもおろそかにしたくないという相通じる気持ちがあって、妻が機械が動いているにもかかわらず手を出して受傷する場合も多いと考えるが、もしも命令がしやすいということで補助者が走り回らされての帰結であるとしたら、夫婦作業の根本的な問題を提示することになる」。これが前述の③の内容である。

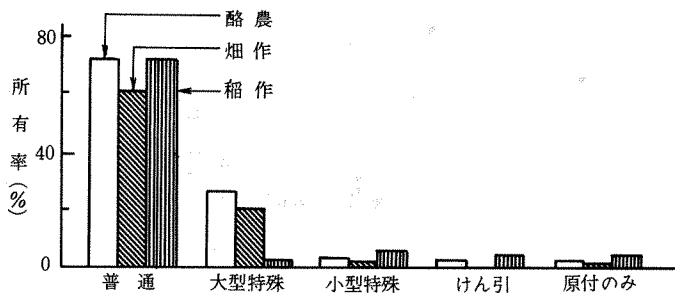
このように、大型機械化「一貫」体系段階の小農的生産力は、その主体的契機において、機械の知識・技能・訓練の未熟さと、もに、差別的家族関係の矛盾をも刻印されているのである。

資本主義ウクラッドにおける生産力の労働＝作業編成の客観性にたいし、小農的生产力においてはその作業労働を担当し遂行すべき生身の家族労働力の編成として現実化する以外にないのであって、機械化にともなう科学技術の客観性、基準性が貫徹するには、格別の機械技能訓練と民主的家族関係の形成と、それらを支えるべき社会的諸制度が不可欠であることをそれは教えている。

(4) さらに、最近の機械事故の傾向として、もう一つ、婦人農民の受傷の増加をあげなければならない。

もともと、大型機械化とともに、荷役、運搬のトラック運転、サイレージ運搬、作業機の交換運搬等、補助作業においても婦人の機械操作は一定の進度をみせていたが、最近はおペレーターにまで婦人農民が「進出」してきており、それとともに多くの事故と受傷が増大していることは、前掲表一8によみとることができる。

ところが、その免許の所有状況は、普通免許でこそ7割程度の所有率をみせるが、大型免許は2割、けん引免許はわずか数%である。こゝに、大型機械研修の公的保障から婦人農民がとりわけ疎外されているという差別構造が事故の激増の一条件となっていることを知ることができる。



図一7 婦人農民の所有免許の種類 (重複回答)

2. 農業機械関係技能訓練の公的機関の実態と課題

そこで、農民およびその家族成員の大型機械の技能習得と、その教育実態について立入ってみよう。

(1) 技能習得の実態

北海道畑作地帯の事例で、大型機械の技能習得のルートを見ると、表一10のように、経営主農民の場合は主として農機メーカーのエゼントから運転操作法を教わるケースが圧倒的に多く、つづいて農業生産組織の仲間から教わるものが若干みられる。

それにたいし、後継者の場合は、それよりワン・テンポおくれて、家族つまり父親から「仕込み」(小川太郎)の方法で習得するという形態が多い。婦人の場合も圧倒的に「主人」から習う形態である。(同表その2, その3)。

後継者の場合は、のちにみるように、農業高校なり、専門研修機関で一応機械の構造と初歩的な運転操作法について教授をうけているものが多いので、必ずしも単なる「仕込み」ではないが、それにしても本格的な技能習得の要求は一般的につよい。

表一10 大型機械技能習得の経路

(そと1) 斜里畑作地帯の事例・1978

		家 族	近 隣	共 同 組 合 内	農 協	農 業 高 校	農 業 学 園	道 立 研 修 所	全 農 講 習 所	メ ー カ ー	計
経 営 主	～1959	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	1960～64	—	3	4	1	—	—	—	—	8	16
	1965～69	—	—	1	—	—	—	—	—	7	8
	1970～74	1	—	1	—	—	—	—	—	1	3
	小 計	1	3	6	1	—	—	—	—	18	29
後 継 者	1965～69	6	—	1	—	1	1	—	1	2	12
	1970～74	1	—	1	—	—	—	1	—	2	5
	1975～	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	小 計	8	—	2	—	1	1	1	1	4	18

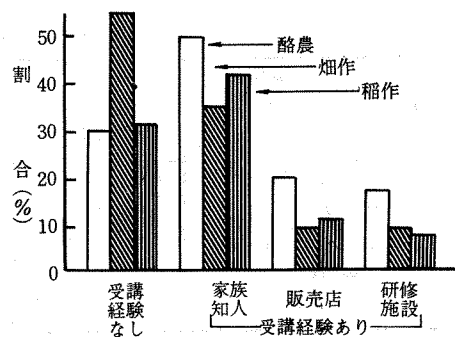
注 北海道大学教育学部社会教育研究室調査（桧垣集計）。

(その2) 奈井江水田地帯（主婦）の事例

主 人	農 協	普及員	セールス	そ の 他
71.0	4.5	9.0	13.4	3.0

注. 工藤正義調査（1978）。

(その3) 地帯別婦人農民の機械技術の習得法



注. 高井宗宏調査。

全国農業会議所の後継青年意識調査によれば、青年の場合57%のものが技能研修の要求をもつし、婦人農民の場合も、前掲工藤調査では41%、高井調査では60～80%のものがその要求をもっていて、その切実さをあらわしている。

だが、それにこたえるべき専門教育訓練機関の現状はきわめて貧困というほかはない。

(2) 大型機械の操作技能の専門研修施設の現状

北海道における公的ないしそれに準ずる大型農業機械技能研修機関とそこでの受講状況を一括表示すると、表一11のようである。²⁵⁾

主な特徴について指摘すれば——

① 第一に公的ないし準公的機関における受講者は年2千人弱（所有トラクター台数に比し3%程度）にすぎぬ。

しかも、そのうち、全農講習所はその性格上農協職員を主対象としていること、他方道立研修所では農業生産組織の増加につれてオペレーターの受講がふえている反面、婦人農民のそれ

が圧倒的に少いことを特徴とする。(オペレーターの受講率の高さについては表6を参照せよ)。

表-11 (その1) 大型機械の操作技能の専門研修施設の現状 (北海道)

	年 間	実 績 (1)	実 績(2) 1965~76	
農 業 講 習 所	一人	一人	690人	農協その他関係者 2,380人 農 民 6,130人 婦 人 430人
農 業 学 園	50	(1965~70) 4,138	—	
農 業 者 大 学 校	80	(1974~76) 242	—	
専修短大機械科	50	(1965~) 1,020	1,020	
道 立 研 修 所	850	(¹⁹⁶³ 64~76) 1,241	2,530	
全 農 講 習 所	750 (1,780)	(1967~79) 10,000	4,700 (8,940)	() 内は小計
メ ー カ ー の 技 術 講 習 所	1.5~2.0万人			

注1. このほか、北連、単位農協S.S.、C.S.がある。

2. 全農では、農協職員1,100人、オペレーター2,400人の速成もおこなう。

3. 1975年、大型4.4万台、中型3.3万台。

(その2) 北海道クボタ技術講習所講習実績 (5 ヶ年)

(人)

年度・区分		日 数	1972年		1973年		1974年	
対象者			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
② 社 員	(1・2日)		152	581	147	490	167	432
特約店・販売店 社 員	(3~5日)		420	1,216	422	1,830	548	1,613
需 要 家 (農民)	(1~2日)		2,952	3,565	3,259	4,711	2,705	4,395
その他(農高・4Hクラブ・諸官庁)	(1~5日)		1,101	2,295	921	1,940	714	1,269
計			4,625	7,657	4,749	8,971	4,134	7,709
年度・区分		日 数	1975年		1976年		計	
対象者			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
② 社 員	(1・2日)		135	366	165	525	766	2,394
特約店・販売店 社 員	(3~5日)		873	1,868	1,003	1,919	3,266	8,446
需 要 家 (農民)	(1~2日)		2,915	4,747	2,676	4,999	14,507	22,417
その他(農高・4Hクラブ・諸官庁)	(1~5日)		575	1,028	318	649	3,629	7,181
計			4,498	8,009	4,162	8,092	22,168	40,438

これらの公的ないし準公的研修機関においては、専門職員・施設設備もきわめて不十分であり、カリキュラムも定形化されていないこと、受講日数も少いこと、教授内容が直接機械技能にかぎられていて、その農法における諸関連はまったくアンタッチのままになっていること、等課題は山積している。

② それにたいして、農機メーカーの技術講習所は自社企業内教育訓練と結合して、特約販売店関係者と実需要農民対象の簡単な講習をおこなっていること、同表(その2)のとうり

である。その数は一社のみでも、前項の公的ないし準公的諸機関の受講者の合計をうまわり、大手数社をあわせれば数のうえでは圧倒的なウエートをしめる。

この裾野に、前項でみた農機メーカーのエゼントによる庭先での納入時機械操作説明が位置づけられるが、それは既掲表—7に示されるように、その指導時間わずか一時間内外、年一回のアフター・サービスも20分前後という状況のものである。

これらが自社機種を中心とする販売促進のための、したがって非科学的な要素もふくむユーザー「教育」であることはいうまでもない。

その点では、系統内自己生産をおこなっていない農協系統の講習ないし技術指導も共通の要素をもつ（つまりメーカーへの販売協力）。

③ 以上、総じて農機関連メーカーの研究開発、製品化と販売促進にともなう農民の機械技能の形成において、関連資本が市場拡大の方向で主導するなかで、事故の多発を通じて、いま、ようやく公的ないし準公的機械技能研修の条件が——不十分ながら——形成されてきつゝある現状といえることができる。

だが、この小農的生産様式における大型機械の普及については少くともつぎの二つの条件、小農的生産様式に照応する独自の条件が軽視されてはならぬ。

その第一は、農民間の下取り流通の多いこと、第二は政策誘導の多いこと、の二つである。

第一の下取り流通による小農的導入形態についてみると、表—12のように、それは中・大型農業機械保有台数の約一割をしめるが、更新機械台数と対応させてみると、5～6割に達する。これは、農機メーカーのモデルチェンジによる市場の分割と拡大の矛盾激化（農民側からみれば過剰投資促進）にたいする農民対応の一形態にほかならぬが（そのことは下取りに出すまでの利用年数の短かさからも明らかである）、それに応ずる修理施設のたちおくれ（同表その2にみられるように農協の約半ばは未設置）とともに、現場最先端での機械技能の研修機関の未整備が指摘されねばならない。²⁶⁾

そこでは、前にのべた農機メーカーのエゼントによる技能指導すらおこなわれていないのである。

表—12（その1）農業機械の下取り等の状況（1977年度）

	中古品購入の台数の割合	下取り率 (下取り台数/更新台数)	下取りに出すまでの利用年数	下取り機械1台当たり	
				下取り価額	購入時価額
	%	%	年	万円	万円
耕うん機	26	41	7.8	5.1	21.6
乗用トラクター	10	55	2.1	32.8	62.2
動力田植機	10	58	4.8	6.4	19.5
自脱型コンバイン	12	76	2.6	23.6	48.5

注 「農業機械投資と農家経済の関連分析調査」による。

(その2) 農業機械整備施設の状況

(1979. 3. 31現在)

	特 A 級	A 級	B 級	C 級	C 級未満	計
商業者系	119 (1.8)	341 (5.2)	761 (11.7)	1,443 (22.2)	1,224 (18.8)	3,888 (59.7)
農協系	139 (2.2)	267 (4.1)	723 (11.1)	817 (12.5)	679 (10.4)	2,625 (40.3)
合計	258 (4.0)	608 (9.3)	1,484 (22.8)	2,260 (34.7)	1,903 (29.2)	6,513 (100)

注 1. 肥料機械課調べによる。

2. 特A級：特級総合整備施設, A級：総合整備施設, B級：軽整備施設,
C級：点検調整施設で「農業機械整備施設設置基準」(1969年)による分類
である。

3. () 内は全体に占める割合(%)である。

第二の、政策的機械導入についていえば、表—13の事例のごとく、構造政策にしても、減反転作政策においても、中・大型機械の導入については多くの補助事業が設けられており——制度融資をふくめ——この導入にあたっての教育訓練の公的条件整備の責任はきわめて大きいことをしめしている。

そのことに対応すべき国レベルの大型機械の利用技能の教育訓練機関としては農業技術研修館が設置され(1960年)、すでに延17万人の研修がおこなわれてきたが、それは主として府県レベルの関係者対象のみの施設であり、その研修内容もその時々農政の必要、たとえば高性能機械関係、水田利用再編にともなう転作関連機械(トレンチャー等)の重点に規定される傾向が²⁷⁾つよい。

④ 前にのべた道(府県)段階の機械化研修所の関係者にはこの国レベルの農業技術研修館の受講者が多く(農協系統でいえば、それと共通の関係が全農講習所と道府県連合会ないし単位農協の関係職員のあいだにみられるわけ)、その意味で教育訓練の歪は末端まで貫徹するが、他方、資本主導の「教育」訓練が基調となっている現実のもとでは、前者の公的性格の積極面は軽視されてはならないであろう。

こうした農民の機械技能習得の条件の公的社会化の進行とともに、いまようやくその習得レベルの社会的確認の制度化が1971年から農業機械利用技能者認定育成事業として道府県段階で開始され、1979年までに41道府県において約3万人の「農業機械士」と、その組織が形成されて²⁸⁾きている。

これらが農民の農業機械の利用技能の指導のみならず、導入機械の選択、効率的利用、安全対策等についても指導性を発揮することが期待されるが、現実はその域からはるかに遠い。究極的には、各種中・大型機械の開発研究はほとんど農機資本に独占されており、それもふくめた公的、ないし農民的規制の力量の増大が農民の機械技能の習得という教育訓練制度に負託されているといわねばならない。

表—13 構造改善政策、減反政策にともなう大型機械等補助事業

黒磯市農協（栃木県）高林開協組織の場合	玉村町（群馬県）稲麦作機械利用組合の場合
1959 町営機械化利用事業	1962 農業構造改善事業
1963 深耕土層改良事業	1963 パイロット地区関連事業
1967 自給飼料増産対策事業	1972 野菜指定産地生産出荷近代化事業
1968 稲作集団栽培補助事業	75 特産野菜生産団地育成事業
1969 山村振興対策補助事業	1975 高能率米麦作団地育成事業
緊急自給飼料増産対策事業	高能率麦作団地育成事業
1971 稲作転換特別対策事業による	1976 高能率集団営農推進対策事業
74 飼料作物作付増進	麦作総合振興対策事業
飼料作物集団共同栽培促進	飼料作物地域特別対策事業
1971 地方競馬協会補助事業	
1975 畜産経営環境保全集落群育成事業	以上のほか、機械化実験集落事業
1976 緊急粗飼料増産対策事業	

注．日本農業機械化協会「地域農業と農業機械利用組織型態の展開」(同協会，1979年)よりピックアップ。

3. む す び

日本農業の大型機械化「一貫」体系生産力段階への推転にともなう農民の教育課題を、その機械利用技能の面に限定して概観したが、現段階の農民教育の課題がそれにつきるものでないことはいうまでもない。

技術教育に限っても、大型機械化と施設形成にともなう農法発展の農学的工学的力能の形成は農民必須の課題となっているし、その現段階の農業生産力を本来的に編成し、運用しうる社会的生産諸関係の規制と改変のための社会科学的力能の形成もまた不可欠の課題といわねばならぬ。

そこで後者の問題についても、若干の分析を試みねばならぬが、ここではより広く農業関係の公教育もふくめ、後継青年の教育学習状況を概観することによって、農業教育の発展方向を展望して、むすびとしたい。

(1) 農業後継青年の就農における教育状況

日本資本主義の、いわゆる高度経済成長過程の労働力の基礎が農村に求められたかぎり、まず農家の新規学卒若年労働力は「地すべり」的に農外に動員・吸収され、最近では年々の新規学卒就農者は一万人前後と激減するにいたっている。一世代30年とすれば、この後継者が中年になった場合、順調に世代交替・継承しうる農家数は30万戸で、現農家戸数の20分の1、つまり5%にすぎぬという今後の激減の危険をそれは暗示している。

だが、それは機械的な紙上計算であって、現実にはもっと立体的である。

農業、農民教育にかゝって、少くとも次の二つのことがあわせ考慮されねばなるまい。

第一は、新規学卒の、学歴の上昇である。

第二は、新規学卒、就農青年一万人のほかに、新規学卒・農外就業青年が数年たって帰郷するものが年に二万人、そのうち農外に再就職するもの一万人、就農一万人となっていて——激減の基調はかわらぬとしても、新規学卒就農青年に倍するものが、いわゆる農村へUターン

していることである。

これもまた農民と労働者の交流の増大という、労働の社会化の顕著な進展をあらわすが、逆にいえば大型機械化「一貫」体系段階の現代農業はそういう社会化され、「文明化」された農業生産の担い手を要求するにいたっているという側面もある。

そうした観点から、後継青年の教育状況と農業教育問題について若干の特徴点を指摘しておこう。

① 第一に指摘せねばならぬ特徴は、新規学卒就農青年の学歴の上昇で、1965年から1970年にかけて、それまで主流だった中学卒業生が、以来高卒にとってかわるという顕著な変化がみられる（表—14その1）。

表—14（その1）新規学卒就農者の中高卒別状況（男子）

年 次	中 卒	高 卒
年	%	%
1950	97.2	2.8
1955	82.2	17.8
1960	74.6	25.4
1965	72.4	27.6
1970	36.8	63.2
1974	16.9	83.1
1975	16.6	83.4
1976	12.2	87.8

注 学校基本調査

もちろん、それは一般的傾向の反映にすぎぬが、その条件の一つに機械化農業生産力段階への推移をあげても間違いにはならないであろう。

② 第二の特徴は、高校とくに農業高校卒業後、いわゆるポスト・ハイスクールの高等専門教育・研修機関にひきつゞき進学してから就農する青年がふえたことである。

表—14（その2）のように、農業高校の自営者養成学科卒業生3万人中、就農者はその18%の5,600人であるが、そのほかに、農業高校の専攻科、短期大学関係研修所、現場研修に——就農を目的として——進学したものが3千人（10%）になる。

このことは大型機械化農業の段階に照応する必然的な傾向として重視せねばならない。

そうした必然性について、二つのデータをあげておこう。

一つは、北海道の30才未満の就農者の最終学歴の分布で、表—14（その3）のようにそれは中卒2割、高卒7割（うち農業高校卒が5割）、短大ないし大学卒1割と、後者が徐々にふえている。

いま一つは、北海道の農業関係短大の就学、就農状況である。

北海道の専修短大の農業機械学科の卒業生の就農率は1970年に入ると、急速に増加し、1973年に過半をしめるにいたっているし、親の職業からみても農家の子弟が歩調をあわせて増加していること、表—14（その3・4）のとうりである。これは明らかに農民があとつぎに大型機械関係の学習を期待してのことである。²⁹⁾

また、北海道拓殖短大の場合も——統計作成上の限界があるが——卒業生の就農状況は高

い。(同表その6)。とくに、季節制の二群はあつぎの公的高等教育機関である関係から就農率は圧倒的である。同短大の矢崎俊治によれば、これら二群の学生はオペレーターの労働主体として性格規定されている。³⁰⁾

(その2) 農業に関する学科卒業後の就農状況(1978年度卒業者)

全日制+定時制

(人, %)

学 科		項 目	卒 業 者 数			就 農 者 数			就農率 ② ①	就農を目的とする進学（短期大学は含み大学は除く）研修								就 農 可能性 ③+④
			男	女	計 ①	男	女	計②		専攻科	短大	研修所	現場研修	計			④	
														男	女	計③		
自営者養成学科	農業関係学科	15,288	1,564	16,852	3,246	189	3,435	20.4	275	512	719	235	1,718	23	1,741	30.7		
	園芸関係学科	7,588	1,647	9,235	1,337	55	1,392	15.1	152	202	419	136	874	35	909	24.9		
	畜産関係学科	3,981	211	4,192	750	15	765	18.2	59	101	204	109	469	4	473	29.5		
	蚕業関係学科	165	40	205	42	0	42	20.5	4	2	4	3	11	2	13	26.8		
	小 計	27,022	3,462	30,484	5,375	259	5,634	18.5	490	817	1,346	483	3,072	64	3,136	28.7		

注 1. 公立高等学校の農業に関する学科について調査したものである。

2. 学科の区分は、文部省指定統計「学校基本調査」に準ずる。

(その3) 就農者の最終学歴状況(男子)

(%)

16~29才	中学校	高 校		大 学		
		農 業	その他	短 大	大 学	その他
100	18	50	19	9	1	3

注 1. 1974年道農業会議904名調査。

2. 以上表9(その3)(その4)は北海道農業機械学会シンポジウム資料より。

(その4) 専修短大農業機械科卒業後の進路

(%)

進路	入学年度								
	1968	69	70	71	72	73	74	75	(76)
農 業 自 営	0	13	17	18	43	62	46	52	(48)
就 農 業 関 係 ※	86	74	61	64	36	8	36	29	(33)
職 其 他 ※ ※	14	3	22	18	21	30	18	19	(19)

注 1976年度については1977年5月末現在の希望。

※ 改良普及員, 市町村(農業部門), 農協, 農業機械関係企業。

※※ 進学, 市町村, 工業系企業, その他。

前表(その3)の短大卒1割, 同表(その4)の農業高校卒業後さらに進学するものが新規卒業就農者の5割にもものぼるという数字は現在の大型機械化「一貫」体系の段階の農業がそうした学力と技能を要求するにいたっていることを示すといつて間違いではない。

しかも、それらにおいては経済学を中心とした社会科学関係教科が重視されていることも注目すべきである。矢崎によれば、拓殖短大のカリキュラム編成の試行のなかで、① 技術

学と経済学を主柱とする教課の弾力的編成, ② 学生と卒業生農民と研究者の研究交流(夏期農業セミナー), ③ 農家巡回学習制度, ④ 地域農業論を中心とする調査と卒業論文の設定等, かなりユニークな, 教師集団の専門的力量を生かした自主編成の努力が一定の成果をあげつゝある。

(その5) 専修短大農業機械科在籍学生の親の職業 (%)

種別	入学年度									
	1968	69	70	71	72	73	74	75	76	77
農 業 以 外	43	43	23	40	28	7	9	15	12	9
農 業 経 営 別										
水 田	57	38	47	50	36	62	77	53	69	69
畑 (酪農 疏菜)	0	14	18	10	36	31	14	30	19	20
そ の 他	0	5	12	0	0	0	0	2	0	2

(その6) 北海道拓殖短大の入学および就職状況 (%)

項目 年度	入 学 状 況					就 職 状 況	
	第 1 群			第 2 群		農 業 自 営	
	農業経営	協同組合	園芸経営	水田経営	畑作園芸	第1群	第2群
1966	100	—	—	—	—	—	—
67	91	—	—	100	100	39	—
68	91	100	—	226	130	60	—
69	86	58	—	258	180	58	98
1970	54	147	—	212	150	51	97
71	43	68	—	186	270	52	94
72	89	116	100	212	270	39	88
73	45	68	94	116	470	60	91
74	79	42	75	216	390	40	93
1975	57	89	44	277	390	73	98
76	80	79	44	181	290	56	97
77	66	100	75	181	420	57	99
78	86	116	25	193	330	48	100
79	73	89	13	135	330	66	99
1980	77	63	25	100	300	..	..

注 資料：北海道拓殖短大教務課作成の統計。

その成果も、卒業後の営農の取組みの展開の追跡によってある程度確認される。すなわち、第一段階は卒業後の親子協業によって農作業の基本過程に習熟していく段階、第二段階は新部門の模索と追求にとりくみ出す段階、第三段階は新部門の安定的定着からさらに地域農業の担い手に発達していく段階と、農業生産主体としての自立と成熟の過程の発達段階が定式化される。

矢崎は、つぎのようにのべる。

「これまでの事例検討から導きだされる教訓の第一は、これらの農家群が個別農家と地域農業との相互関係のなかで、新たな部門の導入を含めた経営展開に努めている中心的な担い手

として、成長し陶冶されていく過程が確認される。

第二の点は、そうした経営展開の具体的方向が複合化を基本とした家族協業体制の確立にあり、その体制が生産力主体である家族全員の各々の持っているキャパシティを発揮する営農の場合になっていることに注目したい。

第三に、個別経営の複合化を支える集落、農協、地方自治体の役割は大きく、それは単に営農対策という意味だけでなく、担い手育成の陶冶の場として担われている点が明確になったことである」。

こうした結論は、専作化の方向での中核農家の自己完結的経営追求（それは必然的に中下層農民を単なる農地の「潜在的提供者」としてみる）を内容とする借地農業期待論的農業教育へのデファクトの批判となっている。

石川武男も「個別経営の担い手を養成するには農業高校で完結できるが、地域のリーダー育成には短大ないし大学の専門教育が必要」と主張している。³¹⁾この前半部分には若干の問題があるが、後半部分の主張は拓殖短大の実践とあいお、う部分が大きいといえるであろう。

③ 大型機械化「一貫」体系段階への推転とともに、公的農業教育においては以上のような新しい傾向の芽生えが胎胚しているが、そうした動向の中で従来の農業高校教育をとらえかすとき、こゝには新たな発展（関係者の努力）が課題となっているようにおもえる。

すでに知られているように、細分化され「多様化」された農業高校の現実には、現代の高校教育そのものの諸矛盾が集中的にふきだし、新卒就農者の減少から「間口削減」の短絡的官僚統制が進められつゝある。³²⁾

だが、職業高校教育を産業ないし産業政策に従属せしめたまゝのスクラップ・アンド・ビルド再編はなんら解決にはならないのみか、むしろ矛盾を激化することになるう。

農業高校卒業就農率の半ばにも及ぶ農業関係専門教育＝研修施設への進学者の増加が示すように、現在のプラグマチックな技能に偏した諸教科をより基礎的なそれに改善することが先決だからである。

事実、細分化され「多様化」されたことによって矛盾を一層深めている農業高校の現場では、たとえば農業関係専門学科、課目の再統合と「普通教育」としての位置づけと取組みの追求や、「自然と労働、生物と環境、食料生産と民族独立、日本の伝統文化」など、人間の全面的発達と深い関係にある農業教育を新たな国民的教養とし「波及させる」努力が試みられ成長しつつあることを重視せねばならないと言える。³³⁾

(2) 国民教育としての農業教育

まだ、一般的論述の域をでないが、この「国民的教養としての農業教育」の課題の提起は貴重である。

なぜなら、本来農業教育は人間的自然と自然的人間の結節点における身心の発達につよくふかいかゝわりをもつが、いまその現実には憂慮すべき事態がおとずれている。

その第一は、農業・食料問題は現代の諸国民的国家制度下でもっとも不安定な分野となっているが、もともと高度に発達した資本主義的社会構成下の小農的農業生産様式を支配的形態とする日本農業はとりわけその矛盾を増大させている、という事実である。

第二に、人類史的にみても、食料・エネルギー資源問題、環境・公害問題が今世紀から次世紀にかけて最大の問題の一つになってきているが、そのことがまた商工業との奇型的な不均

等発展と社会的分業の歪曲を骨化してきた日本農業の矛盾と不安定性を一層激化せしめる条件となっている。

安易かつ皮相な国際分業論によって、わが国の食糧自給率は世界史的な低下をみたが、その国際分業が実は現代の帝国主義的世界市場編成のもとでのそれであることの矛盾を生産農民も消費国民も第一次オイルショック、第二次オイルショック時の物価昂騰を通して膚で実感している。

そして、そうしたなかで、国民も農民も国民食料の安定的確保とそのための日本農業の安定的発展、つまり国民的農業の形成を希求するにいたっている。諸種の世論調査結果はそのことを明らかにしている。³⁴⁾

しかも、現状で放置すれば日本農業の危機的状況のふかまりはやがて国民食料の危機となって顕在化する危険性が潜行していることを軽視しえない。

その条件のいくつかをあげれば——

第一、もともと光合成によって太陽エネルギーを食料エネルギーに変換することを基本メカニズムとする農業の生産力が、利潤追求のための個別生産力の無政府的競争によって、今日では食料エネルギー 1 カロリーを生産するのに化石エネルギーを 3 カロリー（日本）から 10 カロリー（アメリカ）も消費せねばならないという矛盾した方向へ歪曲されつゝある。したがって、その両方において資源を海外に依存しているわが国の食糧需給の不安定性ははかりしれないものがある（ちなみに地球に埋蔵されている石油エネルギーは地上にそそぐ太陽エネルギーの六日分にすぎぬ）。

第二に、現在地球上の人口は 30 年で倍増しつゝあるが、地表の可耕地はすでにその半を農用地化しており（今後の開拓費用の負担は従来のそれの比ではない）、土地資源そのものの有効利用も緊急課題となることは——マルサス主義者でなくとも——目にみえている。

第三に、いわゆる中先進国では国民食糧消費は植物性のものから動物性のそれへと推移しつゝあるが、家畜を通した食料エネルギー生産は植物のその 10 分の 1、逆にいえば動物性食料の消費増はそれに十倍する植物性食料・飼料の生産を必要とする。すでに、低開発国住民を中心とする世界人口の三分の一が、実は家畜と食料を争い、飢えにおびやかされている。

こうした人類史的現到達点においては国民的農業の形成ないし再構築は、単なる国民自立の基礎的課題であるだけでなく、人類の連帯のうえでも不可欠の課題となっているのである。

以上で指摘したことは環境・公害対策、生態系の保全における農業の意義においても妥当する。

もともと、小農的生産様式が歴史的経過的な農業生産形態であることを考えれば、その経過的な担い手である農民の教育は、如上の国民的、人類史的課題に答えるべきレベルの内容を獲得することによつてはじめて「教育」の名に値する歴史貫通的全面性を展望しうることとなる。

注

1) 古島敏雄「家族形態と農業の発達」(古島敏雄著作集、第二巻、東京大学出版会、1974年) 348頁。

なお登呂遺跡については——方法論的には必ずしも同じ難いが——つぎをみよ。

守田志郎『登呂』(農山漁村文化協会、1977年)。

2) ジャンベルナル・シャリエ『都市と農村』(白水社, 1966年) 12~14頁。

3) 同前12~13頁。なお、このシャリエの指摘はつぎのエンゲルスの形容と共通している。

労働者は「自分たちの小さな私利私欲と、自分の織機、自分の庭園のことだけを考えて生活していた。あとの人類世界のあいだに進行していた力強い運動については、なにも知らなかった。彼らは自分たちのもの静かな植物的生活が気に入っていた。そして、もし産業革命がおこらなかったとすれば、たしかにきわめてロマンチックで情緒に富んではいたが、人間にはふさわしくないそうした生活から、けっしてぬけることはなかったであろう」(『イギリスにおける労働者階級の状態』大月版マルクス・エンゲルス全集第2巻) 232頁。

4) 大橋一雄『農村生活譜』(日本経済評論社, 1980年) 51頁以下。

5) 小川太郎「労働」(講座『現代倫理』第8巻, 筑摩書房, 1958年)。

6) 古島敏雄前掲書。

7) 大田 堯『日本の農村と教育』(国土社, 1957年)。

8) 大橋, 前掲書 9~25頁。

9) 関 峯一「生活形態と青年期」(『青年期の比較文化的考察——現代青年心理学講座2』, 金子書房, 1973年) 227頁以下。

平山敏治郎「教育と修業」(『日本民俗学大系・4』, 平凡社, 1959年) 115~132頁。

その他つぎをみよ。

神島二郎『日本人の結婚観』(筑摩書房, 1964年) 79~139頁。

10) 古島前掲書。

11) 大谷省三『私の歩んできた道』(大谷先生の古稀を祝う会発行, 1979年) 143~147頁。

12) 本紀要, 千葉・古村論文参照のこと。

13) 田代洋一・宇野忠義・宇佐美繁『農民層分解の構造』(御茶の水書房, 1975年)。

14) 農業生産組織研究会『日本の農業生産組織』(農林統計協会, 1980年) 359頁以下。

15) 同上, 360~361頁のほかつぎをみよ。

永田恵十郎「土地と水の集団管理と新しい農業機械の利用組織形態」(日本農業機械化協会『地域農業と農業機械利用組織型態の展開』, 同協会, 1979年)。

16) 前掲『日本の農業生産組織』 362,3頁のほかつぎをみよ。

今村奈良臣「稲作の生産過程の『商品化』と生産組織」(農林省農産課『集団的生産組織育成の手引』地球社, 1974年)。

17) 伊藤喜雄『農業の技術と経営』(家の光協会, 1979年) 210~211頁。

18) 前掲『日本の農業生産組織』。

19) 全国農業会議所『農業機械オペレーターの労働条件と意向に関する調査結果』(1975年)。

20) 成瀬龍夫「労働者生活の現代的特徴と労働運動」(前川嘉一, 西村裕通編『労働運動の国民的課題』, 社会政策学会研究大会叢書第1集, 御茶の水書房, 1979年) 参照。

成瀬はいわゆる共同消費手段形成の源泉に着目し、労賃部分によるもの(間接賃金)のほか、剰余価値部分によるもの(社会保障), 不変資本部分によるもの(公害対策)を指摘し、それを単なる間接賃金に矮小化することを戒めているのが示唆的である。

21) 福田稔『農業生産組織の新展開』(明文堂, 1977年)。

梶川静一『人間優先の協業経営』(家の光協会, 1979年)。

22) 桜井 豊『日本酪農の活路と対策』(酪農事情社, 1979年) 115~125頁。

23) 山田定市『地域農業と農民教育』(日本経済評論社, 1980年)を参照されたい。

24) 高井宗宏「農作業事故から見た技術普及」(北海道農業経済学会第60回例会シンポジウム『現代農民の主体的性格と教育課題』要旨, 1980年)。

同「農作業事故の現状とその要因」(北海道大学教育学部産業教育計画研究施設『産業と教育』第1号, 1979年)。

25) 農業機械学会北海道支部, 1977年度シンポジウム『農業機械化と教育問題』(同学会) 各講演要旨を筆者の調査で補足, 整理した。

- 26) 農林水産省農蚕園芸局肥料機械課『農業機械化の動向と施策』(1980年)より。
- 27) 農林水産省『農業技術研修館要覧』および農蚕園芸局長発「昭和55年農業技術研修館が行う農業機械化研修実施計画について」より。
- 28) 前掲「動向と施策」。
- 29) 田中真美「農業機械化と学校教育」(前掲農業機械学会シンポジウム講演要旨)。
- 30) 矢崎俊治「北海道稲作と担い手育成の課題」(前掲北海道農業経済学会シンポジウム報告要旨)。
- 31) 石川武男『農を求める』(家の光協会, 1970年)。
- 32) 加藤光則「現代における農業教育の課題」(前掲北海道農業経済学会シンポジウム報告要旨)。
- 33) 稲葉光国「農業教育の危機とわれわれの実践」(農政ジャーナリストの会『問われる農業教育』, 農林統計協会, 1979年)。
- 則川 正「教育の現場からみた農業高校の現状」(『酪農事情』1980年10月号)。
- なお田島重雄『北海道農業教育発達史』(日本経済評論社, 1980年)を参照されたい。
- 34) 例えば, つぎをみよ。全国農協中央会『都市生活者の農業・農協観—食糧・農業・農協に関するイメージ調査—』(1979年10月), その他大阪府農業会議の都市住民の農業観に関する調査(1978年1月), 読売新聞の食糧問題に関する世論調査等。

附表 農業生産組織のオペレーターの担当動機 (本文中表6の補足)

(その1) 埼玉

(その2) 富山, 山形

回 答 者 数	実 数 109人	構成比% (100.0)		砺 波	遊 佐
			集 計 総 数	人 % 79 (100.0)	人 % 117 (100.0)
自家農業の省力化が進んだので	42	(38.5)	農業を継続したいから	34 (43.0)	43 (36.8)
人手がふえたので	1	(0.9)	技術が身につくから	11 (13.9)	9 (7.7)
他に適当な仕事なかったの	—	—	農外の仕事よりよいと思ったので	2 (2.5)	3 (2.6)
農外の仕事に出るよりよいと思ったので	3	(2.8)	手不足のため頼まれたので	24 (30.4)	12 (10.3)
技術を習得できると思ったので	11	(10.1)	自分の立場上やむをえず	7 (8.9)	27 (23.1)
農業経営の拡充を考えて	41	(37.6)	そ の 他	— (—)	— (—)
周囲の人に頼まれたので	36	(33.0)	不 明	1 (1.3)	23 (19.7)
部落や村内の立場上仕方なく	26	(23.9)			
そ の 他	4	(3.7)			

注 全国農業会議所『農業機械オペレーターの労働条件と意向に関する調査結果』(1975年)。